



Home Office

オペレーションガイドスノート シリア

目次	
1. 序論	1.1 – 1.7
2. 国別評価	2.1
保護主体	2.2
国内移動	2.3
国別ガイドスの判例	2.4
3. 主な申請カテゴリー	3.1 – 3.15
治安状況及び人道的状況全般	3.16
クルド人	3.17
政府に反体制派とみなされる状況	3.18
ムスリム同胞団への帰属	3.19
強制徴兵、強制徴募、脱走兵及び離反兵	3.20
申請を却下された庇護希望者の 帰還	3.21
女性	3.22
刑務所の環境	3.23
4. 自己の権利で申請する未成年者	4.1 – 4.5
5. 医学的治療	5.1 – 5.7
6. 強制送還	6.1 – 6.4

1. 序論

- 1.1** 本書は英国国境庁のケースワーカーに、ベトナム国籍者／居住者から提出される最も一般的な種類の申請の性質及び取扱いに関するガイドスを提供する。これには、庇護、人道的保護又は裁量許可の認定が正当化される又はされない見込みが含まれる。ケースワーカーは、上記の分野の方針の詳細について、関連する庇護指令(AI)を参照しなければならない。
- 1.2** ケースワーカーは、本ガイドスに記載される出身国情報に基づいて決定を下してはならない。この情報は背景を提供することだけを意図したものであり、包括的なものではない。
- 1.3** 本ガイドスに記載する結論は、入手可能な証拠の総合性に基づくものであり、本書に記載する簡略な抜粋だけを基準にしたものではない。ケースワーカーも、利用可能な全ての証拠を考慮に入れなければならない。従って、本ガイドスは、関連する出身国情報(COI) 及び関連する他の情報と関連付けて閲読することが重要である。

- 1.4** COI は、[出身国情報局\(COIS\)](#)によって公表されておりイントラネットで閲覧できる。
- 1.5** 申請は個別に、ただし、本書に記載されるガイダンスを全て踏まえて検討するべきである。庇護申請又は人道的保護の申請を検討する場合は、ケースワーカーは、補遺 FM(家族生活)及び、移民規則の第 276 ADE 項から 276DH (私生活) の規定を踏まえて ECHR の第 8 条の要素を考慮しなければならない。
- 1.6** 個人が強制退去の検討対象である場合は、ケースワーカーは、移民規則第 13 部の規定を踏まえて、ECHR の第 8 条の要素を検討しなければならない。ケースワーカーは公表された方針に従って、申請者が裁量許可に適格であるかどうかを検討しなければならない。
- 1.7** 検討の結果、申請を却下する場合は、ケースワーカーは、国籍・移民・庇護法 2002(Nationality Immigration and Asylum Act 2002)の第 94 節(2)の個別事案の認定権限の下に、明確な根拠がないことを証明できるかどうかを検討するべきである。物証なしに却下されることが明確な場合は、申請には明確な根拠がないことになる。

2. 国別評価

- 2.1** ケースワーカーは、COI 局の関連する出身国情報資料を参照するべきである。特定国の人権状況の概観は、人権問題が大きく懸念される国の動向を説明する、人権に関する英外務連邦省(Foreign & Commonwealth Office)(FCO)の年次報告書で閲覧できる。[外務連邦省\(FCO\)の人権及び民主主義報告書](#)の中でも確認できる。

2.2 保護主体

- 2.2.1** ケースワーカーは、庇護指令の第 7 節 – [庇護申請の検討及び信憑性評価](#)を参照しなければならない。庇護に対する適格性を取得するためには、個人は条約上の理由による迫害の恐怖があり且つ、その迫害の恐怖に十分な根拠があること及び、その恐怖ゆえに出身国又は常居所での保護を求められない又は求めることが不本意であることを立証できなければならない。
- 2.2.2** ケースワーカーは、申請者が当局又は当該国の全部又は大部分を支配する組織の保護をこれまでに求めた事実の有無、その結果又はこの行為がなされなかった理由を検討しなければならない。
- 2.2.3** 有効な保護は概して、当局(又は当該国の全部又は大部分を支配する組織)が、迫害又は深刻な危害に当たる行為の発見、訴追及び処罰に向けた実効的法制度の実施等により、迫害又は深刻な危害を予防するための合理的な措置を講じ、申請者がかかる保護を利用できる際に提供される。
- 2.2.4** シリアはバシール・アル・アサド(Bashar al-Assad)大統領の独裁主義政権が支配する共和国である。大統領は少数の安全保障顧問、大臣及び与党バース党(Baath Party)幹部の助言を得て重要な意思決定を行う。国家機関及び社会におけるバース党幹部の優位は憲法で規定されている。アサド大統領及び党幹部は政府の 3 部門を全て支配している。2012 年 5 月に行われた議会選挙は国際基準に基づく自由も公正さもなく、複数の野党が選挙をボイコットした。民間当局は 4 つの主要治安局を統制することはない。政府の治安局支所は従来、独立して運営されており、日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

管轄領域の既定境界はない。軍諜報部及び空軍諜報部は国防省の管轄下にあり、政治治安総局(Political Security Directorate)は内務省の配下にあり、総合情報総局(General Intelligence Directorate)は大統領府の直属である。政府とシャッビーハ(政府を支持する犯罪集団)の関係及び連携状態は不明だが、シャッビーハは、反政府勢力の支持疑惑を掛けられた個人の捕獲作戦、拘禁及び拷問に関与した。¹

- 2.2.5** 治安部隊は 2011 年を通じて、戦車、銃撃及び大量逮捕を使って、チュニジア、エジプト及びレバノンのアラブの春に触発された反政府街頭抗議運動を鎮圧しようとした。こうした抗議運動は、反政府勢力がバース党に対する長期的な蜂起に向けて政治及び軍事派閥を形成するようになった時点で急速に本格化した。2012 年になると、この対立は内戦に発展し、政府からの離反行為によって、中央当局の明らかな崩壊が顕著になった。²
- 2.2.6** 武力抗争の勃発からこれまでの死者数は 100,000 人を超えるということである。武装交戦は、ここ数ヵ月間で確実に拡大しており、紛争及びそれによる重大な人道的影響に侵されない地域は国内のどこにもない。前線は総じて、比較的平穏だということだが、政府軍と武装反体制派間での支配権の交代には大規模な軍事活動が必要であり、これによって、多数の人命が犠牲になり、公共インフラと私有財産の両方が破壊された。武装反体制派の実効支配地域又は居留地域は、政府軍の爆撃を受けたということであり、当局はこの地域の住民への食糧及び医療品の供給を阻止したと言われている。武装反体制派も政府が支配する地域を標的にしたり、包囲したりした。この紛争は、民間人の保護に対する無関心が特徴である。これは、紛争当事者が相次いで国際人道法違反を犯し、恣意的逮捕、拷問及び他の形態の虐待、強制失踪、拉致、即決及び超法規的処刑、強制避難及び、民間人に対する重火器又は非合法兵器の使用等の他の重大な人権侵害を行ったことによる。³
- 2.2.7** 国連特別報告者の国内避難民の人権に関する 2013 年 7 月の報告書によれば、「政治当局、法の支配及び政府が基本的サービスを提供し実効支配地域の保安を確保する能力の衰え並びに、反体制派武装集団間の分裂によって、これまで以上に、不安定且つ対立が絶えない状況になっている。⁴
- 2.2.8** 2012 年及び 2013 年を通じて発生した主な人権問題は、政府の大規模な国家規模の攻撃及び、威嚇と統制を意図した民間人の殺害の戦略的利用、活動家とその家族の標的化及び、子どもを含む民間人の人間の盾への利用である。政府は平和的

¹ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日: 要旨

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

² BBC News: 中東: シリアの概要: 2013 年 10 月 8 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14703856>

³ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、紛争及び治安状況 <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

⁴ 国連、国内避難民人権の人権に関する特別報告者の報告書、国内避難民の保護及び支援: アラブシリア共和国の国内避難民の状況、2013 年 7 月 15 日、III. 背景、A. 政治及び軍事的背景第 7 項

http://www.ohchr.org/Documents/Issues/IDPersons/A_67_931Syria_report.pdf

政権交代に対する国民の権利を否定した。政府は言論、移動及び結社の自由、また法定代理人及び医療扶助を利用する機会を実践する権利も否定した。政府が人権侵害を行った政府関係者の処罰、逮捕又は訴追を行う努力をしないことにより、刑事免責が蔓延し定着した。⁵ この状況は 2013 年を通じて悪化し続けた。

- 2.2.9** シリアでは、シャッビーハと呼ばれる犯罪集団が活動しており、薬物及び兵器の密輸、詐欺行為恐喝の黙認等の重大な組織犯罪を行っている。シャッビーハは走行車両からの発砲、処刑及び宗派間攻撃等の、民間人に対する致命的暴力にも携わったとされる。加入者は主にアラウィー派(Alawite)の構成員で構成され、大統領の家族や同政権に忠実な他の家族も加入しているということである。シャッビーハはその行動に刑事責任を負うことはない。当局によれば、これは攻撃を実行し、政府民兵の利用に否定的な「犯罪集団」だということである。⁶
- 2.2.10** 過度の性的暴力は、政府軍及びシャッビーハが広く使用する抑圧及び拷問手段になった。⁷ 12 歳の少年少女を含め男性も女性も未成年者も強姦及び他の形態の暴力及び品位を傷付ける性的拷問の対象にされた。虐待の多くは拘禁施設及び刑務所内で行われたが、シャッビーハは家宅搜索及び家荒らし時に強姦及び他の性的暴力を行うと言われている。社会的な名誉の大きさゆえに被害者が虐待の通報を本意としないため、シリアで発生する性的拷問の全貌はわかっていない。被害者は犯罪を公表すると危険な目に遭う可能性がある。⁸
- 2.2.11** 国際メディア及び人権擁護組織の報告によれば、武装反体制派は、治安部隊員、政府の支持者及び政府民兵とみなされる個人に対し、誘拐、拘禁、車両爆破、即決処刑及び拷問等の虐待行為の他、宗派間アイデンティティを理由に強制自宅避難も行った。⁹
- 2.2.12** 司法の独立は憲法の定めるところであるが、裁判所は定期的に政治の影響力を受けており、判決は政治的背景を踏まえて事前に決まっているようであった。判事の 95% はバース党員であるかバース党と緊密な関係にあった。被告は無罪と推定され、法定代理人を自ら選ぶ権利を与えられている。陪審員はいない。被告とその弁護人は事案に関連する政府が保有する証拠を見る権利を与えられるが、人権に詳しい弁護士によれば、政治が絡む告訴事案では、被告側弁護人が閲覧を許される訴追事案書類には、証拠は記載されていない場合があるということである。被告に対する証言又は自白の強要は認められていないが、家族成員の報告によれば、判事及び検事の脅迫によって虚偽の自白が引き出されることがある。¹⁰ マス

⁵ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日: 要旨
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁶ BBC News: シリア騒乱: シャッビーハとは誰か。2012 年 5 月 29 日 2
<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14482968>

⁷ 難民インターナショナル: シリアの女性と女兒: 安全な避難場所はない: 2012 年 11 月 15 日
<http://refugeesinternational.org/policy/field-report/syrian-women-girls-no-safe-refuge>

⁸ ヒューマンライツ・ウォッチ: シリア: 性的虐待と拘禁: 2012 年 6 月 15 日
<http://www.hrw.org/news/2012/06/15/syria-sexual-assault-detention>

⁹ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日: 要旨
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

コミの複数の報道でも、政治犯罪や反政府武力攻撃の被告に対しては、この手続きが全て否定される場合があることが指摘された。反政府活動の被告に対する判決は、暴力の行使の有無に関係なく、過酷であることが多かった。

2.2.13 2012 年 7 月のヒューマンライツ・ウォッチの報告によれば、「シリアは平和的反政府活動をほぼ全て非合法化する極めて広義のテロ撲滅法(Counterterrorism Law)を採択した。政府は、新設されたテロ対策法廷及び古くからの軍事法廷を使って、活動家を標的にし、平和的抗議運動を罰した。この司法系統はいずれも、公正な審理を受ける被告の基本的権利を否定している。この裁判所では容疑は治安維持又は武装反体制派の撲滅と称して提起されるが、実際の申立てには人道的支援の提供、平和的抗議運動への参加及び人権侵害の記録作成が含まれる。」¹¹ 裁判所で審理を受ける個人は、シリア法違反容疑で長期間にわたる未決拘留も課される。¹²

2.2.14 ヒューマンライツ・ウォッチの 2013 年 12 月の報告によれば、「重大な犯罪の刑事訴追は、大きな課題である。シリアのような国では(...)権限のある地位に就く個人又は権力者と親しい個人に影響が及ぶ場合は特に、独立した公平な刑事訴追を許可する政治的意思は得られないことが多い」¹³

2.2.15 治安部隊は司法から独立して活動しており、当たり前のように被疑者を拷問し、その家族を拘禁する方法で自白を引き出す。政府は 2011 年 4 月に非常事態法を撤廃したが、治安部隊は依然として、容疑者の逮捕及び長期間の隔離拘禁を行う権限を事実上制限しなかった。2012 年末時点で、政治的理由による行方不明者又は被拘禁者はおおよそ 100,000 人であった。紛争勃発以降、超法規的処刑は急激に増加した。¹⁴

2.2.16 申請者の恐怖が、国家当局又は国を代表して行動する機関による虐待／迫害についてである場合は、申請者がその当局に保護を申請できる見込みはない。国内の武力紛争及び法の支配の欠如を踏まえると、虐待／迫害が非国家主体によるものである場合も、国の有効な保護を受けられる見込みは低い。どの事案も、個別の事情に基づいて検討しなければならない。有効な保護を受けられる可能性の評価は、申請者の特殊な事情及び略歴並びに最新の出身国情報と関連付けて行うべきである。

2.3 国内移動

2.3.1 ケースワーカーは国内移動に関する庇護指令を参照しなければならない。女性申請者の場合は、国内移動が『合理的な』選択肢になる状況についての指針として、庇護申請におけるジェンダー問題に関する AI を参照し、移民規則の第 339O 項に明記する調査を適用できるようにしなければならない。

¹⁰ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日: 要旨:

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹¹ ヒューマンライツ・ウォッチ、政治犯の拷問及び殺害: 軍事法廷及びテロ対策法廷を使った平和的抗議運動の処罰、2013 年 10 月 3 日、<http://www.hrw.org/news/2013/10/03/syria-political-detainees-tortured-killed>

¹² ヒューマンライツ・ウォッチ、シリア: テロ対策法廷を使った抗議運動の抑圧、2013 年 6 月 25 日
<http://www.hrw.org/news/2013/06/25/syria-counterterrorism-court-used-stifle-dissent>

¹³ ヒューマンライツ・ウォッチ、シリア: 国際法に基づく重罪に対する刑事判決、2013 年 12 月
<http://www.hrw.org/news/2013/12/17/syria-criminal-justice-serious-crimes-under-international-law>

¹⁴ フリーダムハウス: 世界における自由 2013: シリア、2013 年 1 月
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/syria>

- 2.3.2** 国内移動は国家主体による迫害と非国家主体による迫害の両事案に関係する可能性があるが、主に、特定地域の非国家主体による迫害行為という文脈に関係する可能性が高いことに留意することが重要である。当該個人が迫害を恐れる十分な根拠のない地域が帰還国に存在し、そこに居住することが合理的に予想できる場合は、当該個人は庇護の付与に適格でないことになる。
- 2.3.3** 同様に、当該個人が深刻な危害を受ける真の危険に晒されない地域が帰還国に存在し、そこに居住することが合理的に予想できる場合には、当該個人は人道的保護の付与に適格でないことになる。当該国のその地域に普及する一般的状況と、ジェンダー問題等の当該関係者の個人的事情の両方を勘案するべきである。
- 2.3.4** ケースワーカーは、これが適用される庇護申請のジェンダー問題を参照しなければならない。書類再発行問題等の帰還を阻む技術上の障害の存在可能性は、国内移動の適用を妨げるものではない。
- 2.3.5** あるカテゴリーの申請者の恐怖が国家当局による虐待／迫害についてである場合は、その迫害から逃れるための国内移動は概ね選択肢にならない。国家機関による、国家機関が許容する又は国家機関が黙認する虐待／迫害の真の危険を回避するための有効な方法が国内移動であるか否かは慎重に検討しなければならない。
- 2.3.6** 国家主体又は非国家主体の別に関係なく、出身地域内で虐待／迫害の真の危険に直面する申請者が、真の危険に晒されない地域に国内移動できる場合で、それを行うものと考えることが非合理的でない場合は、庇護又は人道的保護を却下するべきである。
- 2.3.7** 「判決又は法の施行により制限されない限り、国家領土内の」移動の自由は憲法の定めるところである。シリアのほぼ全域、特にダマスカス及びアレppo(Aleppo)で相次ぐ戦闘により、移動の相対的自由は地域及び個人によって異なる。北西部地域では、この地域における反乱軍の支配権が拡大した時点から特に、移動は比較的自由になった。ただし、反乱軍が支配する地域では、政府の支持者又は支持者とされる個人、特に、アラウィー派及びシーア派コミュニティに対する移動の自由は厳しく制限されている。¹⁵
- 2.3.8** 国内移動及び渡航は全般的に、政府及び反政府勢力の両方によって強く妨げられている。武力攻撃と重大な文化的圧力が相俟って、女性は多くの地域で移動の自由を厳しく制限されている。また、一部の男性血縁者は女性の移動を禁止することを法律で認められている。¹⁶
- 2.3.9** 国外脱出を試みた集団の報告によれば、アサド政権は2012年5月時点で、国家への悪影響を理由に、国民を国外に出したがいなかった。¹⁷ 都市部の戦略上重要な地域と地域の間で捕獲される民間人は、狙撃兵に銃撃される危険が常にある。女性及

¹⁵ 米国務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第2節 d <http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹⁶ 米国務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第2節 d <http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹⁷ IRIN News: 中東: ヨルダン-シリア: 難民は出国が困難と主張 2012年3月21日 <http://www.irinnews.org/report/95120/jordan-syria-refugees-say-it-is-becoming-harder-to-leave>

び子どもは頻繁に狙撃兵の犠牲になっており、しかも意図的に標的にされる。¹⁸

2.3.10 2013 年 10 月の UNHCR 報告によれば、「武力抗争の勃発からこれまでの死者数は 100,000 人を超えるということであり、人口の 3 分の 1 に当たる 680 万人もの人々が人道的支援を必要としている。これは、2012 年 3 月より 100 万人も多い。住民の人道的ニーズの高まりが特に目立つのは、アレッポ県、ダマスカス郊外県(Rural Damascus)、イドリブ県(Idlib)、デリゾール県(Deir Ez-Zour)、ハマー県(Hama)、ダルアー県(Dera'a)、ラッカ県(Raqqa)、ラタキア県(Lattakia)及びダマスカスである。2013 年 1 月以降、アレッポでは人道的ニーズが 3 倍になり、ダマスカス郊外県及びデリゾール県では 2 倍になった。シリア全体では、2013 年 4 月現在で、国内避難民は 425 万人に上り、多くが複数回の強制避難を経験していた。指標が示すように、この数字はその後大幅に増加した。武力紛争及び関連するインフラ破壊、必須サービスの停止及び生計手段の喪失の累積的影響は、食糧、水、住宅、保健医療、教育及び食糧以外の物品の利用機会に多大な影響を与えている。紛争の規模、性質及び激しさや官僚主義的障害に加え、全ての紛争当事者が国際人道法を遵守しないことによって、困窮者に対する人道的アクセスは厳しい制限を受けている。包囲された地域の住民が基本的な物資をほぼ全面的に遮断され、人道的支援を受けられない状態にあることが特に懸念される。」¹⁹

2.3.11 UNOCHA の報告によれば、2013 年 12 月時点で「人道的支援を必要としている国民は現時点で人口のほぼ半分に当たる 930 万人に上り、およそ 650 万人が国内避難民になっている。シリアの一部の地域では食糧安全保障が明らかに悪化しており、給水、衛生及び保健医療サービスの悪化に伴って、女性及び子どもが栄養不良に陥る危険が高まっている。特に心的外傷、一次医療及び生殖医療業務に不可欠な保健医療の実施は危機的に不足している。劣悪な衛生慣行と併せて安全な飲水の摂取手段が不十分である点にも早急に注目する必要がある。これらは全て、伝染病の発生リスクを高めるものである。精神的苦痛及び精神的健康の懸念、生計手段の逼迫、資産の喪失及び対処メカニズムの弱体化に早急に取り組む必要がある。適正かつ人間らしい避難所及び基本的家財道具の不足は、教育の機会の阻害、就学率の低下及び安全な学習空間の減少と同様に、依然として大きな懸念である。」²⁰

2.3.12 国内避難民の人権に関する 2013 年 7 月の特別報告者の報告によれば、「国内避難民は戦闘時にも強制避難時にも、相次ぐ紛争に関連して大きな保護上の不安に直面している。安全な地域が近くにないことから、国内避難民は、無差別攻撃、特定のコミュニティを狙う標的型攻撃及び、避難所を求めた場所に対する攻撃又は脅威等の、相次ぐ暴力の被害者になる危険に晒される。国内避難民は特に、避難時の家族離散及び、嫌がらせ、性的暴力及び人身売買の危険増大等の、他の多数の影響も被

¹⁸ UNHCR: 提起の後進情報: シリア: 2012 年 12 月 20 日

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Commission%20of%20Inquiry%20releases%20new%20update.pdf>

¹⁹ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、人道的状況と国内避難

<http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

²⁰ UNOCHA、シリア・アラブ共和国の人道的状況報告、第 39 号、2013 年 12 月 3-16 日

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2039.pdf>

る。避難民が避難で又は帰還時に移動する地域の爆発性戦争残存物の存在も、保護を妨げる危険である。」²¹

2.3.13 政府は、難民及び庇護希望者の支援において、**UNHCR** 及び他の人道組織に概ね協力的でなかった。政府は治安部隊の検問所を頼みにして、民間人の居住地にも検問所を設置した。外国の使節は国内視察訪問をほぼ全域で禁止され、ダマスカスを出る許可をほとんど与えられなかった。武力攻撃の発生頻度は依然として高く、どこで起こるかが予測できないため、国内全域にわたって移動範囲は厳しく制約された。²²

2.3.14 国内移動の妥当性及び合理性は、事案ごとに、特定の申請者の個別の事情を十分踏まえて慎重に検討しなければならない。ケースワーカーは、迫害主体が候補となる移動先地域の申請者を追跡する可能性及び、その地域で有効な保護が受けられる可能性を検討しなければならない。ケースワーカーは、当該個人の年齢、ジェンダー、健康状態、民族性、宗教、経済状態及び支援ネットワーク及び、移動先地域の治安、人権状況及び社会経済的状況も検討しなければならない。これには、申請者の自立能力も含まれる。

2.4 国別ガイダンスの判例

Supreme Court. RT (Zimbabwe) & others v Secretary of State for the Home Department [2012] UKSC 38 (25 July 2012) 最高裁判所は、**HJ (Iran)** における決定根拠は、政治的意見の疑いに関する事案に適用されると裁決した。国際人権法及び欧州人権法の下では、思想、意見及び表現の自由に対する権利は、非信仰者及び信仰者を保護するものであり、意見を抑制しない自由及び表明しない自由も網羅する。難民法は、強圧的な政権に対する偽りの支持を表明することも、迫害を避けるために不可知論者に宗教信仰者を装うことも義務付けていない。従って、迫害を避けるために個人が政治的信念(又はそれが無いこと)を修正又は否定することを期待するべきではない。

KB (Failed asylum seekers and forced returnees) Syria CG [2012] UKUT 426 (IAC) (21 December 2012)

a. 本国別ガイダンスは **SA & IA (Undocumented Kurds) Syria CG [2009] UKAIT 00006** のこれまでのガイダンスと差し替えられる。

b. シリアで最近発生する人権侵害の発生頻度が極めて高く、抵抗のいかなる兆候も打ち砕くことに関心を高める体制という背景では、申請を却下された庇護希望者又は強制送還者は、帰還時に、負わされた政治的意見による逮捕と拘禁及び拘禁時の深刻な虐待の真の危険に概ね晒されることになる。これは、難民保護に十分該当

²¹ 国連、国内避難民人権の人権に関する特別報告者の報告書、国内避難民の保護及び支援: アラブシリア共和国の国内避難民の状況、2013年7月15日、VI. 避難時の国内避難民及び影響を受けたコミュニティの保護及び支援、B. 優先するニーズ、1. 保護 第24-25項

http://www.ohchr.org/Documents/Issues/IDPersons/A_67_931Syria_report.pdf

²² 米務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第2節 d
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

する。庇護申請の却下により、シリアへの帰還時にアサド政権の支持者とみなされられると思われる個人の事案で、その方針が異なる場合もある。

3. 主な申請カテゴリー

- 3.1** 本セクションでは、ベトナムに居住権を持つ個人が(明示的か黙示的かを問わず)人権擁護を理由に行った庇護申請、人道的保護申請及び裁量許可申請の主な種類を説明する。申請を行う個人が迫害、違法処刑又は拷問又は非人間的又は品位を傷付ける扱い／処罰の真の危険に遭遇する可能性の有無についての指示を、必要に応じて提示する。
- 3.2** 本セクションでは、脅威が非国家主体による事案で保護を十分に受けられる可能性及び、国内移動が選択肢になる可能性についても指針を提示する。迫害、人道的保護、保護の充実及び国内移動に関する法律及び政策は関連する庇護指令に明記されているが、これが特殊なカテゴリーの申請にどう影響するかは以下の指示に明記する。
- 3.3** 庇護指令(AI)は全て、[Horizon](#) イン트라ネットサイトで閲覧できる。この指示は内務省のインターネットサイト [asylum policy instructions](#) 上でも公表されている。
- 3.4** どの申請も、申請者が帰還時に条約上を理由に、つまり、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見に起因して迫害を受けると確信する合理的な理由の有無を判断するべきである。申請の裏付けとして提示される資料をどの程度重視するかを決定する際は、[Karanakaran](#) の上訴裁判所の判決に明記されるアプローチに従うべきである(庇護指令の『[庇護申請の検討及び信憑性評価](#)』を参照)。
- 3.5** 子どもが扶養家族又は主要申請者のいずれかとして関与する庇護申請事案の場合は、ケースワーカーは国境・市民権・移民法 2009 の第 55 節に適切な考慮を払わなければならない。内務省の指令『[一人一人の子どもを大切に、子ども達のための変革](#)』には、あらゆる政府機関活動において考慮すべき主要原則が明記されている。
- 3.6** 申請者が庇護に不適格である場合は、人道的保護の付与の妥当性について検討するべきである([人道的保護](#)に関する AI を参照)。庇護及び人道的保護の申請が却下される場合は、ケースワーカーは、ケースワーカーは、補遺 FM(家族生活)及び、移民規則の第 276 ADE 項から 276DH (私生活) の規定を踏まえて ECHR の第 8 条の要素を考慮しなければならない。
- 3.7** 当該個人に裁量許可(DL)を付与する説得力のある理由が存在する可能性も検討しなければならない([裁量許可](#)に関する庇護指令を参照)。

理事会指令の第 15 条(a)及び(b)及び ECHR の第 2 条及び 3 条の検討

- 3.8** 理事会指令の第 15 条(c)に基づく保護ニーズの評価が必要になるのは、申請者が難民保護に不適格であり、(ECHR の第 2 条及び 3 条を広義に反映する)同指令の第 15 条(a)及び(b)に基づく補完的保護の資格がない場合だけである。

- 3.9** 暴力が常態化した況への帰還を恐れる申請者は、第 3 条の基準が満たされているため、難民条約上の理由又は人道的保護の付与と関連性がある庇護認定を受けられる可能性があることをケースワーカーに指摘しておく。

その他の過酷な人道的状況及び暴力の一般的レベル

- 3.10** 国内の全般的状況 – 例えば、水、食料又は基本的避難所の欠如 – が、極端な場合には、帰還そのものが非人間的且つ品位を傷付ける扱いになり得る程度まで許容不能になる時が来るかもしれない。
- 3.11** 意思決定者は、入手可能な出身国情報で証明される国内及び帰還先地域の現状が、帰還した場合に個人にどのような影響を及ぼすかを検討する必要がある。検討すべき要因には、年齢、ジェンダー、健康、子どもへの影響、他の家族の状況及び利用可能な支援構造などが挙げられる。国がこれらの資源を差し押さえる場合は、これは条約上の理由による迫害及び ECHR の第 3 条の違反になり得ることに留意するべきである。
- 3.12** 欧州人権裁判所(European Court of Human Rights)(ECHR)で下された、人道的危機が主として紛争当事者の直接及び間接的行動に起因する判決 [Sufi & Elmi v UK](#) を受けて、食料、衛生及び避難所等の最も基本的なニーズ及び虐待に対する脆弱性を申請者が提示できるか否かを配慮するべきである。この調査のいずれかを満たす申請者は保護を受ける資格がある。

信憑性

- 3.13** ケースワーカーは、聞き取り調査、証拠書類及び出身国情報から利用可能な全ての証拠に基づいて、信憑性の問題を評価する必要がある。ケースワーカーは、利用可能な全ての情報に基づいて、信憑性の問題を検討する必要がある。信憑性に関する指針については、『庇護指令 [『庇護申請の検討及び信憑性評価』](#) の第 4 節 – 庇護指令における意思決定』を参照。
- 3.14** ケースワーカーは、各庇護申請が過去の英国ビザ申請と照合されたことを確認しなければならない。庇護申請が生体認証方式で過去のビザ申請に適合する場合は、詳細は UKBA ファイル内に存在するはずである。
- 3.15** 他の全ての事案では、ケースワーカーは CRS のデータベース照合により、非生体認証ビザへの適合がないことを確認するべきである。申請を処理したビザ発給事務所からのビザ申請用紙(Visa Application Form)(VAF)の取得を含め、庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである。
- 3.16 治安状況及び人道的状況全般**
- 3.16.1** 申請者は、武装及び非武装反体制派に対する蜂起及び政府の武力行使並びに、武装反体制派の暴力的応戦に起因するシリア国内の武力抗争の頻度により、シリアへの帰還時に危害の真の危険に晒されることを根拠に、庇護及び／又は人権保護を申請

する可能性がある。

3.16.2 扱い: アラブの春が口火となり、2011年1月にシリア南部のダルアー県で、複数の抗議運動が発生した。デモ抗議者が政治改革、民主主義とそれによる政権交代を要求したことで、抗議運動は国全土に急速に広まった。この抗議運動は2011年3月15日の蜂起と呼び込んだ。シリアで起こった出来事は、中東各地の相次ぐ抗議運動に影響された結果で、シリアでは「前代未聞」と評された。シリア政府は暴力的弾圧でこれに応じた。2012年7月に赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross)(ICRC)は、シリアで発生した紛争を、国際人道法の下に内戦に分類した。この分類は、殺人、拷問、強姦及び民間人地域に対する過度の武力行使等の民間人への攻撃を実行又は命令する個人を、国際人道法違反の戦争犯罪でいずれ告発できることを意味する。²³

3.16.3 国連人権高等弁務官のナビ・ピレイ(Navi Pillay)は、2011年を通じて発生した、治安部隊が抗議運動を鎮圧するために、女性及び子どもを含む民間人に過酷な人権侵害を行った恐ろしい事案を多数報告した。超法規的処刑は重大な問題である。2011年を通じて、拘禁中に死亡した民間人は数百人に上ると考えられている。拷問死したと思われる者もいれば、即決処刑を受けた者もいる。²⁴ ヒューマンライツ・ウォッチ(HRW)は2012年7月に、2011年3月の反政府抗議運動の勃発以来シリアで「数万人」に行われた恣意的逮捕、違法拘禁、強制失踪、虐待及び拷問を明らかにした。²⁵

3.16.4 2012年9月から12月の出来事を網羅する、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会(Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic)の2012年12月の定期更新情報によれば、シリアで絶え間なく発生する武力攻撃は、数千人の死者。数知れない負傷者、被拘禁者及び失踪者、さらに建物及びインフラの大量な破壊を生む結果になった。数万人が自宅から脱出し、基本的な物資の確保に悪戦苦闘している。政府軍と武装反体制派間の前線が次第に都市部に移動したことで、武力対峙の激化の矛先は民間人に向けられた。反政府武装勢力と政府軍の増強に伴って、国際人権法及び人道法違反が相次いで発生した。²⁶

3.16.5 2013年1月から5月の出来事を網羅する、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会(Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic)の2013年7月の定期更新情報によれば、「シリア・アラブ共和国の紛争は、これまでにない残忍性のレベルに達した。同調査委員会が組織的包囲、化学兵器の使用及び強制避難の事案を記載したのは本報告書が初めてである。」²⁷ 報告書の続きによれば、「...シリア・アラブ共和国における敵対行為は、ここ数ヶ月間で

²³ Reuters News Agency: 赤十字幹部、シリア政府の戦争犯罪に疑問を提起: 2012年7月14日
<http://www.reuters.com/article/2012/07/14/us-syria-crisis-icrc-idUSBRE86D09H20120714>

²⁴ BBC News: 「ナビ・ピレイはシリア政府をICCに提訴すべきと発言」 2011年12月

13日 <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-16151424>

²⁵ ヒューマンライツ・ウォッチ報告書: Torture Archipelago 2012年7月3日
<http://www.hrw.org/node/108415/section/9>

²⁶ UNHCR: 定期更新情報: シリア: 2012年12月20日
<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Commission%20of%20Inquiry%20releases%20new%20update.pdf>

²⁷ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第5回報告書]、2013年7月18日、要旨 <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G13/156/20/PDF/G1315620.pdf?OpenElement>

宗派間の分裂に次第に沿いながら確実に新たな地域に拡大している。特に政府軍が軍事作戦で採用した残忍な戦術は、頻繁に、史上最大規模の大量殺人及び破壊を引き起こした。²⁸

3.16.6 2013 年 5 月から 7 月までの出来事を網羅した独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告書は、「絶え間ない爆撃及び包囲攻撃」に苦しむシリアの大小の都市について説明している。²⁹それによると、この紛争は「膠着状態」であり、どちらの戦争当事者も、軍事的勝利は可能だと認識している。これにより、明確に分かれるが流動的な戦線に沿って敵対行為が激しさを増した。戦闘は、両者が主な拠点に部隊を集結させる状態で続いている。政府軍が主要大都市及び連絡路を相次いで征圧する一方で、反政府武装集団は、北東部の行政区域の大部分及びヨルダン国境地域においてその存在感を高めた。地域主体は、次第に宗派の境界線に沿って戦闘員及び軍需品の調達を支援するようになっており、これは宗派間抗争に発展した。その間に紛争は国外まで拡大し、脆弱な近隣諸国内に再び緊張が生まれ、地域の平和と治安が脅かされた。」³⁰

3.6.17 2013 年 12 月に行われた政府軍による 10 日間のアレッポ空爆により子ども 117 人を含め 400 人以上が命を奪われた。³¹ヒューマンライツ・ウォッチは、バシヤル・アル・アサド大統領政権による容赦ない空爆作戦、特に、民間住宅地での大量破壊たる爆弾の使用を「違法」と呼んだ。³²

3.16.8 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告書によれば、

「国連人権機関の推定によれば、反政府勢力が支配する紛争地域で捕われた 680 万人及び、近隣諸国の難民が緊急支援を必要としている。この半分は子どもである。食糧、医薬品、燃料及び電力の不足は、包囲攻撃を受けた都市で特に切迫しており、シリア国民の基本的な経済及び社会的権利に多大な影響を及ぼした。有害な水及び衛生状態により、夏期の感染症が勃発する危険が高まりつつある。国内大都市の病院が破壊されたことで、特に、慢性病患者に対する保健医療サービスの提供が低下している。国連児童基金 (United Nations Children's Fund) によれば、現在、国内の学校の 5 分の 1 は、軍事目的又は避難所代わりに使われており、数万人の子どもの教育に影響を与えている。人道的ニーズが急速に高まる状況にもかかわらず、紛争地域の

²⁸ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 5 回報告書]、2013 年 7 月 18 日、B. 軍事的背景、第 18 項、<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G13/156/20/PDF/G1315620.pdf?OpenElement>

²⁹ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、要旨、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

³⁰ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 5 回報告書]、2013 年 7 月 18 日、B. 軍事的背景、第 23 項、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

³¹ フランス通信、シリア、アレッポの空爆に死者 400 人を超える、2013 年 12 月 25 日、<http://reliefweb.int/report/syrian-arab-republic/air-blitz-death-toll-syrias-aleppo-passes-400>

³² フランス通信、シリア、アレッポの空爆に死者 400 人を超える、2013 年 12 月 25 日、<http://reliefweb.int/report/syrian-arab-republic/air-blitz-death-toll-syrias-aleppo-passes-400>

住民は支援の利用を厳しく規制された。人道援助活動家は官僚的障害及び活動上の障害に直面している。治安上の危険に加え、政府及び武装反体制派が管理する検問所の増設によって、縦横の人道的活動が制限されている。保健医療従事者は依然として、政府軍及び武装反体制派の構成員に狙われている。シリアの国内避難民の数は現在、**425 万人**にもの上る。以前は安全とみなされていた大都市に紛争が拡大したことにより、多数のシリア人が何度も強制避難を余儀なくされた。ホムス県(Homs)の国内避難民はこれまで何度も標的にされた。これまでに **160 万人**のシリア国民が難民になった。難民キャンプの女性は、強姦、強制婚及び性的搾取等のジェンダー暴力に遭遇する。」³³

3.16.9 報告書の続きによれば、「戦争犯罪、人道的犯罪及び甚大な人権侵害は引き続き悪化しており」、「政府軍及び同盟する民兵は、殺人、強姦、強制避難、強制失踪及び他の非人間的行為を行った。」こうした犯罪の多くは、民間人に対する広範囲且つ組織的な攻撃の一環として行われ、人道的犯罪に相当する。これ以外にも、戦争犯罪及び甚大な国際人権法違反 – 即決処刑、恣意的逮捕と拘禁、違法な襲撃、保護対象の攻撃及び財産の略奪及び破壊等 – が行われた。シリア・アラブ共和国内で発生した **425 万人**の国内避難民の悲劇は、これらの人々が標的になり、強制避難させられたことにより、さらに悲劇を呼んだ。³⁴

3.16.10 反政府武装集団も、処罰、処刑及び適正手続のない処刑、拷問、人質捕獲及び略奪等の戦争犯罪をいくつも行った。この集団は民間住宅地に軍事目的を掲げることで、住民を相次いで危険な目に遭わせている。しかし、反政府武装集団による暴力及び虐待は、激しさも規模も政府軍及び所属民兵組織が行ったものには及ばない。」³⁵ 報告によれば、「化学薬品が兵器に使われたと考える合理的根拠が複数ある。使われた薬品、調達系統又は加害者は特定できなかった。紛争当事者は、宗派間の緊張を高め、特に、脆弱なコミュニティに対する大規模な無差別暴力を煽る危険な文句を使い続けている。シリアでは戦争犯罪及び人道的犯罪は日常の現実になっており、被害者の痛ましい説明は、委員の良心を焼き焦がした。」³⁶

3.16.11 アムネスティ・インターナショナルは **2013 年 12 月**に、「現在、ラッカ県及びアレppo県とイドリブ県周辺等のシリア北部の領土及び人民をほぼ全面的に支配す

³³ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、C. 社会経済的及び人道的背景、第 32-35 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

³⁴ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、C. 社会経済的及び人道的背景、第 32-35 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

³⁵ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、要旨、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

³⁶ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、要旨、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

る武装反体制派、イラクとシヤームのイスラム国(Islamic State of Iraq and al-Sham)(ISIS)が拘禁施設で行った重大な人権侵害を報告した」。³⁷それによれば、「ISIS 軍は重大な人権侵害を数多く行っており、戦争犯罪に相当するものもある。これには、拉致、恣意的拘禁、拷問その他の虐待及び違法処刑等がある。ISIS は窃盗や殺人等の一般犯罪の容疑者及び、ジナ(zina)(婚外性交渉)及び飲酒等の背教行為で告発された個人を含め、様々な人々を拉致及び恣意的拘禁の標的にした。ISIS 軍は、抗議運動の実施の疑い及び ISIS の規則に反対した疑いがある地元住民を標的にした。これには、コミュニティの活動家の他、シリア政府軍の撤退後に住民へのサービス供給に向けて設立された地元協議会の構成員、他の市民団体の構成員や報道関係者、さらには、自由シリア軍(Free Syrian Army)(FSA)に所属して活動する組織等の敵対武装集団の指揮官及び構成員なども含まれる。ISIS は、ジャーナリスト、国際組織の職員及び宗教家等の外国人も拉致したと言われている。」³⁸

3.16.12 UNHCR が 2013 年 10 月に述べたところによれば、「武装交戦は、ここ数ヵ月間で確実に拡大しており、紛争及びそれによる重大な人道的影響に侵されない地域は国内のどこにもない。」人道的ニーズの高まりが特に目立つのは、アレppo県、ダマスカス郊外県、イドリブ県、デリゾール県、ハマー県、ダルアー県、ラッカ県、ラタキア県及びダマスカスである。2013 年 1 月以降、アレppoでは人道的ニーズが 3 倍になり、ダマスカス郊外県及びデリゾール県では 2 倍になった。

3.16.13 UNHCR によれば、「国際保護を求めるシリア人の多くは、条約上の理由の 1 つに関係する、迫害の十分な根拠を持つ可能性があるため、1951 年条約の第 1 条 A(2)に記載される難民定義の要件を満たすことが見込まれる。シリアを脱出した一般市民の多くにとって、1951 年条約の根拠との関連性は、直接的か間接的かを問わず、紛争当事者のいずれか一方への実際の関与又は関与したとみなされることに存する。難民の基準を満たす必要条件は、既に発生した又は危険に晒されている迫害に「選び出された」という意味で、個人的に標的にされた事実ではない。国外へ脱出したシリア人及びシリア居住者等も、近隣地域又はかつて住んでいた村落をだれが支配しているかによる負わされた政治的意見、又は、特定の紛争当事者と関係がある又は関係があるとみなされる宗教又は民族少数派への所属を理由に、迫害の危険に晒される可能性がある。」³⁹

3.16.14 UNOCHA の報告によれば、2013 年 12 月時点で、現在人道的支援を必要としている国民は人口のほぼ半分当たる 930 万人に上り、およそ 650 万人が国内避難民になっている。」⁴⁰

³⁷ アムネスティ・インターナショナル、恐怖の支配: ISIS、シリア北部の拘禁施設で虐待、2013 年 12 月 19 日、<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/063/2013/en/32d380a3-cc47-4cb6-869f-2628ca44cb99/mde240632013en.pdf>

³⁸ アムネスティ・インターナショナル、恐怖の支配: ISIS、シリア北部の拘禁施設で虐待、2013 年 12 月 19 日、<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/063/2013/en/32d380a3-cc47-4cb6-869f-2628ca44cb99/mde240632013en.pdf>

³⁹ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、紛争及び治安状況 <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

⁴⁰ UNOCHA、シリア・アラブ共和国の人道的状況報告、第 39 号、2013 年 12 月 3-16 日 <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2039.pdf>

- 3.16.15** BBC の 2013 年 12 月の報道によれば、シリアでは民間人、主に、ダマスカス及びホムス県周辺の反政府勢力が支配する地域の住民は、飢餓に見舞われる可能性がある。上記の地域では電気が使えず、食糧、ガス又は医薬品の市内支給が許可されていない。国連は、ダマスカス郊外県で 50 万人を超える民間人が拘束状態にあり、子どもの深刻な栄養不良の事案が複数あることに深い懸念を表明した。⁴¹
- 3.16.16** 2014 年 1 月にジュネーブで、シリア紛争の政治的解決の実現に向けた国際協議が始まった。国連調停委員ラクダール・ブラヒミ(Lakhdar Brahimi)は、対立する両者を一堂に集め、米国及びロシアの高官は「状況打開」に向けて努力していくことを約束した。協議の開始から国連が仲介した停戦期間を通じて、およそ 1,400 人の民間人がホムス県から避難したが、これ以降は避難が中止され、男性及び男児合わせて 381 人がシリア政府に拘束されている。⁴² BBC の 2 月の報道によれば、シリアでの死者数は現在 140,000 人を超え、包囲されたコミュニティではまだ 250,000 人の民間人が拘束状態にあるということである。この間もアサド政権は民間人にたる爆弾を何度も投下した。⁴³

以下も参照のこと。

保護主体(第 2 節 2)

国内移動(第 2 節 3)

判例法(第 2 節 4)

- 3.16.17 結論:**申請者が反体制派を支持している又は実際の結び付きがあるとシリア当局に認識される見込みがある場合は、庇護を付与すべきである。これは、主に、大都市及び戦闘地域出身者であることを認められた申請者に該当する。上記の地域では、空爆等の致命的暴力の頻度が過度に高いため、攻撃及び負傷を被る危険が極めて現実的である。武装反体制派が支配する地域の住民も、その支配への反感の疑い又は一般犯罪の実行の疑いを理由に、深刻な人権侵害の対象になる。
- 3.16.18** 庇護の正当な理由がない場合も、[移民規則](#)の第 339C 項の条件に基づく人道的保護の付与を検討しなければならない。人道的危機の悪化は、申請者の多くがその個別の事情において、**3.8** から **3.12** で言及される ECHR 第 3 条の基準に達することを意味する。この基準を満たさない個人の場合も、シリアの広範囲で発生する武装攻撃の頻度は、ほぼ全ての申請者にとって、資格指令の第 15 条(c)の基準を満たす程度に十分高い。
- 3.16.19** ケースワーカーは第 15 条(c)の基準に適合するか否かを検討するに当たって、各申請者の個別の事情を慎重に検討しなければならない。これには、申請者が恐れる危害が実は無差別的で、申請者を標的にしたものではないかどうか、個人的に標的にされていない場合は、難民条約が定める個人を標的にしたものであり、これに申請者が所属するか否かが含まれる。これに該当する場合は、庇護の付与の妥当性が高まる見込みが高い。
- 3.16.20** シリアの別の地域への国内移動の可能性は、現段階では、可能又は合理的になる見込みはない。

⁴¹ BBC News: シリア:「包囲されたシリア国民の被害増大」、2013 年 12 月 5 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-25240296>

⁴² BBC News: シリア:「ジュネーブの和平交渉、行き詰まる」2014 年 2 月 14 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-26197864>

⁴³ BBC News: シリア:「シリア、自滅の道へ、国連が支援を躊躇」2014 年 2 月 20 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-us-canada-26277562>

3.17 クルド人

3.17.1 申請者は、その民族性のために政府から迫害に相当する虐待を受ける恐怖を根拠に、庇護及び／又は人権保護を申請する可能性がある。

3.17.2 扱い: クルド人はシリア人口のおよそ 9%を占める。⁴⁴ クルド人の約 35 から 40% はアレッポの北にあるトロス山脈(Taurus Mountains) の麓に住んでいる。 ジャジーラ(Jazirah)郡も同じ割合である。およそ 10%は、アレッポから北東のジャラブルス(Jarabulus)、10%から 15%はダマスカス郊外の Hayy al Akrad(クルド人地域(Quarter of the Kurds))に居住する.. 1960 年代のシリア国籍法の改正以降、数万人に及ぶシリアの少数民族クルド人は国籍のない状態に置かれている。⁴⁵

3.17.3 政府は、国籍上の少数派及び民族少数派の伝統的活動、宗教活動及び文化活動を積極的に制限した。クルド人は—市民権の有無に関係なく—政府及び社会から差別及び弾圧を受けており、政府による暴力はここ数年で激化している。ここ数年を通じて、政府はクルド人に対する寛容性を示した。これは、宣伝目的で宗派間の緊張を抑制しようとしたためと言われている。しかし、2012 年を通じて、政府軍は多数のクルド人活動家を逮捕及び拘禁し、伝えられるところによれば拷問したということである。現地メディアによれば、政府は、新年(Nowruz) の祝祭日等の祭典に、軍事行動が起こるようにけしかけた。政府は、クルド語の使用及び教授を引き続き制限した。政府は書籍及び他の資料をクルド語で出版すること、クルド文化の表現及びクルド人の祭典も制限した。当局は店舗及びレストランの表示に使う言葉の最低 60%をアラビア語にすることを義務付けた古い規則を引き続き施行した。政府関係者は商業地区に巡回団を派遣し、店名をアラビア語に変えなければ閉鎖すると店主を脅かしたということである。少数派集団—政府が特定の標的にしたと思われるクルド人は特に--この措置をその文化的アイデンティティを根底から揺るがす試みとみなした。⁴⁶

3.17.4 シリア政府は 1962 年から、クルド人をシリア国籍クルド人、外国籍クルド人(Ajanib)及び「未登録」クルド人(Maktoumeen)の 3 つの大きな人口カテゴリーに分類した。シリア国籍クルド人はシリア国籍を保持する。外国籍クルド人は市民権を剥奪され、正式な公文書には外国人と登録された。未登録クルド人は国籍を持たないクルド人で、正式の記録に登録されず、シリア当局は「未登録」者と特徴付けている。」⁴⁷ 米 국무省が 2012 に述べたように、「この市民権喪失により、クルド人及びその子孫には身分証明書が与えられず、従って、保健医療及び教育等の公共サービスを受けることができない。無国籍のクルド人は資産を相続又は遺贈する権利もなく、市民権又は身分証明書がないため、入出国も制限される。⁴⁸

⁴⁴ GlobalSecurity.org: シリアの人々—クルド人、日付不詳(2013 年 12 月 17 日)、<http://www.globalsecurity.org/military/world/syria/kurds.htm>

⁴⁵ 英外務連邦省、人権・民主主義局の報告書: 2012 年、2012 年 4 月: シリア:

<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/2012-Human-Rights-and-Democracy.pdf>

⁴⁶ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月、第 6 節

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁴⁷ 米国平和研究所、シリアのクルド人: 分離主義者運動再燃か? 2009 年 4 月、<http://www.usip.org/sites/default/files/resources/kurdsinsyria.pdf>

UNHCR は 2013 年 12 月に公表した無国籍クルド人に関する論文の中で、未登録の無国籍クルド人がいかに権利又は地位がないかを説明した。⁴⁹

- 3.17.5** クルド人亡命集団の推定では、市民権、パスポート、身分証明書又は出生証明書を取得できないシリア国籍クルド人は 300,000 人に上る。これらの人々は土地の所有、官公庁への就職及び投票ができない。クルド人活動家とされる人々は学校及び公共部門の職務から日常的に解雇される。政府は 2011 年に、シリア東部のクルド人数千人に市民権を与えることを公約したが、クルド人の状況は依然として苛酷で、クルド人民兵は武装して内戦中にその地域を防御した。⁵⁰
- 3.17.6** アサド大統領は 2011 年 4 月に、「外国人」と登録されたアル・ハサカ(al-Hassake)県の無国籍クルド人は市民権を申請できることを宣言する大統領令第 49 号を公布した。ウェブサイト KurdWatch の報告によれば、2011 年 9 月現在で、51,000 人の無国籍クルド人が市民権を示す身分証明書を受け取った。しかし、この大統領令は「未登録」の無国籍クルド人およそ 160,000 人には適用されず、2012 年 12 月時点で、これらの人々は依然として国籍上のアイデンティティがない状態であった。⁵¹
- 3.17.7** シリアのクルド人はアサド政権下で、数十年間にわたって、差別及び周縁化の対象にされた。シリア国籍クルド人は 2011 年 3 月の紛争勃発後、反政府抗議活動を行った。しかし、最近では、イスラム主義反政府勢力との戦闘が中心になった。⁵² イラクのクルド準自治区のマスード・バルザニ(Massoud Barzani)大統領は、シリアの内戦で捕われたクルド人を守るための介入を行うと脅迫し、クルド人が「死とテロリズムの脅威に置かれる」場合は、イラクのクルド人は「それを防衛する準備がある」と述べた。シリア北部ではクルド人とイスラム反政府軍間の最近の戦闘で、多数の死者が出た。この地域は 2012 年のバシール・アル・アサド政府軍の撤退以降、クルド人地方議会及び民兵組織によって運営されている。⁵³
- 3.17.8** ヒューマンライツ・ウォッチ(HRW)の報告によれば、多数のシリア国籍クルド人が主にイラクのクルド人自治区を目指して国外から脱出した。報告によれば、イラク当局の推計では、2012 年初め、からおよそ 5,000 人のシリア人難民がイラクのクルド人自治区に移動した。HRW が若年男性を中心にシリア国籍クルド人から聞いたところでは、国外へ脱出したのは政治活動又は反政府抗議運動への参加により治安部隊が怖かったからだということである。シリア軍への強制徴兵を避けるために脱出した者や、「民間人の虐待及び標的化を目撃して」脱走した者もいた。⁵⁴ ある脱走者によれば、所属大隊は、シリア人兵士 1 人の死に報復するために、男性 30 人を逮捕しマシンガンで射殺した。シリア国境では、国境警備隊に複

⁴⁸ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月、第 2 節 d
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁴⁹ UNHCR、一部のシリア難民は国籍がないために、危険が差し迫っている、2013 年 12 月 20 日、
<http://www.unhcr.org/52b45bbf6.html>

⁵⁰ フリーダムハウス：世界における自由 2013: シリア、2013 年 1 月
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/syria>

⁵¹ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月、第 2 節 d
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁵² BBC News: 中東: イラクのクルド人指導者マスード・バルザニがシリアに警告を発する: 2013 年 8 月 10 日
<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-23650894>

⁵³ BBC News: 中東: イラクのクルド人指導者マスード・バルザニがシリアに警告を発する: 2013 年 8 月 10 日
<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-23650894>

⁵⁴ ヒューマンライツ・ウォッチ: 2012 年 5 月 14 日: シリアのクルド人、イラクの安全な避難所に脱出、2012 年 5 月 14 日、
<http://www.hrw.org/news/2012/05/14/syrian-kurds-fleeing-iraqi-safe-haven>

数のシリア国籍クルド人が射殺された。⁵⁵

3.17.9 国際危機グループ(International Crisis Group)の報告によれば、2012年に治安部隊がクルド人地域から撤退した場所には、「それに代わる勢力を意図して、つまり、支配区域の確保、所属地域の保護、必須サービスの提供及びアサド政権後のシリアでのコミュニティの地位向上を目指して複数のクルド人集団が流入した」。⁵⁶ 報告の続きによれば、民主連合党(Democratic Union Party)(PYD)が「この[クルド人]政党の中で最も有力」であり、その軍事部隊 YPG [人民保護委員会(People's Protection Committees)/人民保護部隊(Popular Protection Unit)]は、政権交代後にクルド人地域全域に検問所を設置した。これは、主として、近隣を支配する非クルド反政府武装集団からクルド人を守るためのクルド人地域の防御機能だということである。⁵⁷ 国際危機グループの2013年4月の報告書によれば、PYDはシリア政府の味方にも敵にもなったということだが⁵⁸、戦争と平和報道研究所(War and Peace Reporting)(IWPR)によれば、2013年10月にシリア北部で、「イラクとシリアのアルカイダ系イスラム国家(ISIS)、シリアのアハラル・アル・シャーム(Ahrar al-Sham)[...]及び自由シリア軍(FSA)で構成される」クルド人民兵とアラブ人民兵の衝突が発生した。⁵⁹ The Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples の2013年9月の報告によれば、シリア北東部のクルド人は「頻繁に、戦闘部隊の板挟みになっており、流血紛争のいずれか一方の側 – 政府軍か反政府軍を選ぶことを余儀なくされた。この報告によれば、2013年7月に発生した「激しい衝突」は、2013年8月のイラクのクルド人への難民の大量流入を招く結果になり、「最大で20,000人のクルド人がシリアからチグリス川(Tigris)を渡った。」⁶⁰

3.17.10 2013年7月末に、著名なシリア国籍クルド人が、シリア北東部で発生した車両爆弾攻撃で死亡した。⁶¹ フランス通信(Agence France-Press)の2013年7月の報道によれば、反乱軍幹部1名と引き換えに多ければ300人のクルド人がイスラム主義者に拘束された。⁶² アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)は2013年10月初めに、2012年9月に政府治安部隊の構成員と見られる個人複数に逮捕されたクルド人の権利擁護活動家の「強制失踪に相当する

⁵⁵ ヒューマンライツ・ウォッチ: 2012年5月14日: シリアのクルド人、イラクの安全な避難

所に脱出、2012年5月14日、<http://www.hrw.org/news/2012/05/14/syrian-kurds-fleeing-iraqi-safe-haven>

⁵⁶ 国際危機グループ、シリアのクルド人: 苦闘の中の苦闘、2013年1月22日、要旨、<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/Middle%20East%20North%20Africa/Iraq%20Syria%20Lebanon/Syria/136-syrias-kurds-a-struggle-within-a-struggle.pdf>

⁵⁷ 国際危機グループ、シリアのクルド人: 苦闘の中の苦闘、2013年1月22日、要旨及びV. 進む軍事化、<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/Middle%20East%20North%20Africa/Iraq%20Syria%20Lebanon/Syria/136-syrias-kurds-a-struggle-within-a-struggle.pdf>

⁵⁸ 国際危機グループ、曖昧になった国境: シリアからトルコに危険が波及、2013年4月30日、III. トルコ、ハタイ県のシリア人小集団に走る緊張、B. クルド人の恐怖、<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/europe/turkey-cyprus/turkey/225-blurring-the-borders-syrian-spillover-risks-for-turkey>

⁵⁹ 戦争と平和報道研究所 (WPR)、シリア大都市におけるクルド人とイスラム主義者及びFSAの対立、2013年10月23日、<http://iwpr.net/report-news/kurds-vs-islamists-and-fsa-syrian-town>

⁶⁰ Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuples、非政府組織Mouvement contre le racisme et pour l'amitié entre les peuplesが提出した報告書、2013年9月10日

⁶¹ BBC News、シリア北部で発生した車両爆弾でクルド人政治家が死亡、2013年7月30日、<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-23506429>

⁶² フランス通信、聖戦士、シリア北部のクルド人を解放、: NGO、2013年7月22日、<http://reliefweb.int/report/syrian-arab-republic/ihadists-free-kurdish-civilians-north-syria-ngo>

⁶³ アムネスティ・インターナショナル、クルド人権利擁護活動家に対する拷問の恐怖、<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/055/2013/en/c01fb69d-aaa1-484a-92df->

状況」の中で、相次ぐ拘禁について報告した。⁶³

3.7.11 2013 年 10 月に UNHCR は、反政府武装勢力及び「クルド人及び他の少数民族集団」の実効支配地域では、反政府勢力及びクルド人武装集団の敵対者(と認識される個人)は」、「1951 年条約の意味上、国際保護を必要とする可能性がある」。⁶⁴

以下も参照のこと。

保護主体(第 2 節 2)

国内移動(第 2 節 3)

判例法(第 2 節 4)

3.17.12 結論: シリア国籍クルド人はその民族性を理由に、政府、社会及び法的部門からの差別及び不平等な扱いを受けている。当該個人が無国籍者として扱われ、活動家の略歴を有する又は政治的敵対勢力又は武装反体制派の支持者と認識される場合は特に、これは政府による迫害に相当する可能性がある。かかる事案では、庇護の付与が通常適用できる。COI 及び、以下の 3.18 「政府に反体制派とみなされる状況」に示した国別ガイダンスも参照のこと。

3.17.13 シリアの状況は国全域で極めて変わりやすく、現在も、クルド人とイスラム主義者及び自由シリア軍を含む武装反体制派との戦闘が相次いで発生している。申請者が非国家主体による迫害を申請する場合には、ケースワーカーは、入手可能な最新情報の文脈において、事案ごとに個人の詳細及び事情を検討するべきである。

3.17.14 申請者が庇護又は人道的保護に不適格である場合は、無国籍者と残留する許可に該当する可否を検討するべきである。

3.17.15 英国は無国籍者の地位に関する 1954 年国連条約の締約国である。この 1954 年条約は、難民以外の無国籍者の地位を規定し、無国籍者が差別を受けずに人権を享受することを保証する重要な国際法である。英国は 2013 年 4 月に、移民規則の第 14 部の下に⁶⁵、無国籍者に対する手続きを導入した。⁶⁵これに続いて、2013 年 5 月 1 日に、ケースワーカー向けの無国籍者ガイダンスを公表した。⁶⁷無国籍者として残留する許可申請の評価を指示されたケースワーカーは、申請者が無国籍者の定義及び他の基準に適合するか否かを、移民規則の第 14 部に基いて且つ、無国籍者ガイダンスに従って決定しなければならない。関連規準が満たされている場合は、無国籍者は 30 ヶ月以下の期間残留する限定的許可及びその後の無期限残留許可に該当する。

59fe52285ba4/mde240552013en.pdf

⁶⁴ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、危険因子、<http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

⁶⁵ UKBA、無国籍者、日付不詳[2014 年 1 月 7 日最終更新]、<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/visas-immigration/while-in-uk/stateless/>

⁶⁶ UKBA、移民規則、第 14 部 – 無国籍者、日付不詳[2014 年 1 月 7 日最終更新]、<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/immigrationlaw/immigrationrules/part14/>

⁶⁷ UKBA、無国籍者として残留する許可申請、2013 年 5 月 1 日、<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/stateless-guide/stateless-guide.pdf?view=Binary>

3.18 政府に反体制派とみなされる状況

- 3.18.1** 一部の申請者は、政治活動又は政治的所属を理由に、政府から迫害に相当する虐待を受けるとして、庇護及び／又は人権保護を申請する可能性がある。これには、最近の暴力的な蜂起に乗じたデモ運動及び抗議活動への参加が認識される個人が含まれる。
- 3.18.2** 扱い。現与党はバース党であり、現政権は、全ての政府機関及び、女性団体や労働者団体等の全ての民衆組織で、バース党が過半数を占めるようにしている。⁶⁸ 米 국무省の報告によれば、2012 年を通じて、「アサド政権は抗議活動の鎮圧に向けて、国内各地の大都市及び住宅地への軍事行動等の、無差別且つ致命的な武力を相次いで行使した。」また、「複数の人権擁護団体の報告及びマスコミ報道によれば、政府は軍、諜報機関及び警察等の正規の治安部隊及びシャッビーハを使って、反政府運動の支持者や武装反体制派及び政治的敵対勢力と関係するとみなす個人を標的にし、殺害した。主にアラウィー派(Alawite)で構成される武装集団シャッビーハは、人口密集地での家宅搜索を含め、広範囲の弾圧、逮捕及び殺人に関与した。現地報道機関及び人権擁護団体の報告によれば、被害者の至近距離での銃撃、刃物での殺傷及び火傷等の致命的戦術はシャッビーハの仕業だということである。強姦等の他の形態の虐待を伴う殺人も複数報告された。シャッビーハ階層内の指揮統制の程度は不明であったが、シャッビーハは、政府軍と協力した連携攻撃と見られる行動に参加したということである。」
- 3.18.3** 報告された失踪の大半は、現政権が批判者、特に反政府抗議活動家、その家族及び仲間を標的にする政治的動機によるものだったようである。米 국무省の主張によれば、「その年を通じて、政府は批判者を拘禁し、反逆罪を初めとする様々な政治犯罪で告発した。政府の正式な情報がないため、政治関連の収監者及び被拘禁者の数は一国民も外国人も一決定するのは難しい[...]これらの人々は罪状又は審理なしに拘束され、政府は家族に通知しなかった。審理される場合は、被拘禁者は刑事裁判所に出廷した。」報告の続きによれば、「政府及びそれと同盟する民兵組織は、反体制派の構成員にも民間人にも、決まって身体的虐待、処罰及び拷問を行った。」当該個人の家族成員及び親しい仲間に対象を広げた標的型殺人が複数発生した。政府の屋上狙撃兵は全国各地で、反政府勢力の構成員だけでなく、日常生活を送る民間人等の街頭の人々も直接狙った。また、「言論と報道の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利をほぼ撤廃した。この権利を行使しようとした個人は脅迫、虐待又は殺害された。」⁶⁹
- 3.18.4** シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告によれば、「諜報機関を含め、政府は広い範囲で組織的な拷問を利用して、敵対者とみなす個人に尋問、脅迫及び処罰を行った。拷問は拘禁施設、治安局支所、刑務所及び病院で使用された。」⁷⁰ シリア政府は、「反政府勢力の関係者とみなす女

⁶⁸ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 3 節
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁶⁹ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 3 節
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

性、男性及び子どもを威嚇及び処罰する手段」として強姦の脅しも利用した。」⁷¹ 報告の続きによれば、「カーミシュリー(Qamishli)(アル・ハサカ県)及びダマスカスの国立病院では、治安部隊は重要な存在であった。ダマスカス内の病院で働く女性看護師は、反政府勢力の構成員の治療を拒否するよう指示されており、その多くが十分な根拠のある逮捕、拘禁、拷問又は殺害の恐怖により、病院で医療扶助を求めなかった。」⁷²

3.18.5 アムネスティ・インターナショナルは、マスコミ職員及び「民間人ジャーナリスト」が標的にされる実態を明らかにした。それによると、これらの個人は、シリアの悲惨な武力紛争の中で勇敢にも記録に残そうとした、他でもない政府軍及び非政府軍による虐待行為 – 違法処刑、拷問、強制失踪、拉致及び脅迫 – の標的になった。わかっているだけでも 10 人がその勇気と引き換えに命を失った。」⁷³ 国境なき記者団(Reporters Sans Frontieres)も、シリア政府は「不要な目撃者とみなす報道機関に容赦ない迫害を続けている」と述べた上で、シリアは「ジャーナリスト、民間人ジャーナリスト及び他の情報活動家にとって世界で最も危険な国になった」としている。⁷⁴

3.18.6 ヒューマンライツ・ウォッチは 2013 年 10 月初めに、「平和的活動だけを理由に」違法に拘束され、多くは「長期間に及び且つ拷問を受けている」「数万人の政治的被拘禁者」に注目するキャンペーンを立ち上げた。⁷⁵ シリア政府は 2012 年 7 月に、平和的反対活動をほぼ全て非合法化するテロ撲滅法の下にテロ対策法廷を設置した。⁷⁶ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会も、シリアでのあらゆる紛争主体による「強制失踪」の利用を強調し、シリア政府の利用に関する調査では「一斉逮捕、家宅搜索、検問所及び病院で人々 – 主に成人男性 – が政府治安部隊及び政府軍に捕獲された国レベルのやり方も明らかにした。場合によっては、失踪には、脱走者、活動家、戦闘員及び反対派に医療を施したとされる個人の家族成員を標的にする懲罰的要素が含まれたようである。」⁷⁷

⁷⁰ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、E. 拷問及び虐待、第 76 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

⁷¹ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、F. 性的暴力、第 95 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

⁷² シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、B. 特に保護される個人及び対象、第 147 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

⁷³ アムネスティ・インターナショナル、逆恨み: シリアの全ての当事者から標的にされるジャーナリスト、2013 年 5 月、<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/014/2013/en/21378ab6-6e60-49c0-b7b5-ee849bf84cf6/mde240142013en.pdf>

⁷⁴ 国境なき記者団、政府と反政府軍から標的にされる報道機関、2013 年 8 月 28 日、<http://en.rsf.org/syria-news-providers-targeted-by-both-28-08-2013.45115.html>

⁷⁵ ヒューマンライツ・ウォッチ、政治犯に対する拷問及び殺人: 軍事裁判所及びテロ対策法廷を利用した平和的抗議の処罰、2013 年 10 月 3 日、<http://www.hrw.org/news/2013/10/03/syria-political-detainees-tortured-killed>

⁷⁶ ヒューマンライツ・ウォッチ、政治的被拘禁者に対する拷問及び殺人: 軍事裁判所及びテロ対策法廷を利用した平和的抗議の処罰、2013 年 10 月 3 日、<http://www.hrw.org/news/2013/10/03/syria-political-detainees-tortured-killed>

3.18.7 女性活動家に特定した標的行為及びその拘禁及び虐待に関するヒューマンライツ・ウォッチの 2013 年 6 月の報告によれば、「シリア軍及びシャッビーハと呼ばれる親政府軍は、女性の反政府活動家及び反政府勢力活動家及び戦闘員を支持する女性の血縁者及び近隣住民を恣意的に拘禁し、たいていは拷問及び性的虐待を行った。」⁷⁸ シリア人権委員会(Syrian Human Rights Committee)の報告によれば、「女性収監者の数は 8,000 人を超えると推定され、これに対し、男性収監者の数はおよそ 150,000 人である。現政権は明らかに、男性活動家の反政府活動を、血縁者を通じて明確にする又は止めさせる意図で、より多くの女性を」収監及び標的にするようになっている。⁷⁹ 欧州・地中海人権ネットワーク(Euro Mediterranean Human Rights Network)によれば、「反政府勢力の拠点とされる県内での逮捕作戦では、女性の反政府活動家及び人権擁護活動家が特に標的にされた。SNHR によれば、2011 年 3 月から 2013 年 4 月までにシリア政府に逮捕された女性は、大学生 1,200 を含め 5,400 人を超える。多くは所在が不明である。」⁸⁰

3.18.8 UNHCR が明らかにしたように、「野党党员、人権擁護及び市民団体活動家、抗議運動家、政府に批判的な(批判的とみなされる)都市部近隣、村落及び都市に居住する民間人、軍の離反者と脱走兵、反政府勢力(とみなされる個人)の家族成員及び仲間等の、シリア政府の真の敵又は敵とみなされる個人は、1951 年条約の意味での国際保護を必要とする見込みが高い。」⁸¹

以下も参照のこと。

保護主体(第 2 節 2)

国内移動(第 2 節 3)

判例法(第 2 節 4)

3.18.9 結論: 最高裁判所は RT (Zimbabwe)の中で、HJ (Iran)の判決の根拠は、政治的意見の保持にも及ぶと述べた。ある個人に、迫害を避ける意図で、その政治的信念を変える又は否定する若しくは、政治的信念がないとすることを期待してはならない。

3.18.10 反政府勢力の支持者又は活動家であるとみなされる個人は、シリア当局の関心の的になる。上記は、そのようなものとして、迫害に相当する扱いを受ける危険に晒されており、庇護に適格であるが、政府はアサド政権に対するいかなる形態の反対行為も許容しないため、「民間人ジャーナリスト」、報道関係者、抗議活動家及び批判者(とみなされる個人)の家族成員を含む、低レベルの活動家及び政府に批判的な個人等の特殊な政治的側面がない個人も、反体制派と当局にみなされ、

⁷⁷ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、手がかりなし: シリアの強制失踪、2013 年 12 月 9 日、<http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/ColSyria/ThematicPaperEDInSyria.pdf>

⁷⁸ ヒューマンライツ・ウォッチ、女性活動家の拘禁及び虐待: 女性達が新たな証言で語った、政府による拷問と虐待の詳細、2013 年 6 月 24 日、<http://www.hrw.org/news/2013/06/24/syria-detention-and-abuse-female-activists>

⁷⁹ シリア人権委員会、女性収監者 60 人が解放、しかし、数千人はまだ刑務所にいる、2013 年 10 月 25 日、<http://www.shrc.org/en/?p=22962>

⁸⁰ 欧州地中海人権ネットワーク、欧州地中海人権ネットワーク、女性に対する暴力、シリア内戦の血にまみれた傷口、2013 年 11 月、3. 恣意的拘禁、強制失踪及び拉致、<http://www.euromedrights.org/eng/wp-content/uploads/2013/11/Doc-report-VAW-Syria.pdf>

⁸¹ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1382612028_5265184f4.pdf

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

同じように迫害及び虐待の危険に直面することになる。

3.18.11 シリア政府は抗議活動に抑圧的であり、国内での反政府活動は禁じられている。当局が致命的な残忍行為を利用する頻度は、**2011 年 3 月**から確実に高まりつつあり、これまでに何千人もの民間人が街頭で殺害されたり、恣意的に逮捕及び拘禁されたりした。何人もの民間人がデモ運動を携帯電話に録画しただけで、政府の狙撃兵の標的になり、命を失った。申請者が過去に反政府活動に関与したことが認められる場合又は、その信念によって今後かかる活動に参加する見込みがあり、シリアに帰還した場合は、反体制派の見解を保持するとみなされる可能性がある場合は、庇護の付与が妥当になる。

3.18.12 ケースワーカーは、シリア軍職員が民間人に深刻な人権侵害を行ったことに留意すべきである。申請者が治安部隊の現役構成員であることが認められる場合は、ケースワーカーは適用除外条項のいずれか **1 つ**が適用できる可能性を検討すべきである。反政府軍の構成員の中には、捕われたシリア人兵士に対する重大な人権侵害で有罪判決を受けた者もいる。ケースワーカーは、このカテゴリーの申請者が人道的犯罪を行った可能性を検討するか否かについて、上級ケースワーカーの助言を求めるべきである。

3.19 ムスリム同胞団への帰属

3.19.1 一部の申請者は、ムスリム同胞団への帰属を理由に、当局から迫害に相当する虐待を受ける危険を根拠に、庇護又は人権保護を申請する可能性がある。

3.19.2 扱い: 米務省の世界における宗教の自由報告書 **2012**、シリア編によれば、第 **49**号法によると、「ムスリム同胞団への帰属は死刑に値し」、実刑判決は禁固刑から死刑まで様々で、子ども又は血縁者まで及ぶこともある。報告書の続きによれば、**2012 年**を通じて、「ムスリム同胞団加入者に対する暴力又は弾圧は、現政権の日常的慣行であり、政府はムスリム同胞団、サラフィスト又は政府が「極端」とみなす他の活動組織に協力したとして、多くの場合虚偽で告発された個人を標的にし、拉致し、殺害した。さらに報告によれば、シリア政府は「ムスリム同胞団及び宗教過激派の加入者とみなす個人の範囲を拡大し、複数のレッテルを使って潜在的な反体制派の虐待を正当化した。**2012 年**を通じて、相次ぐ紛争に起因するこれらの個人及び集団の超法規的処罰が行われた。」⁸²

3.19.3 ムスリム同胞団はスンニ派原理主義者の反政府運動組織で、**1970 年代後半**に人気を博した。他の中東諸国で生まれた同様のイスラム原理主義運動と異なり、ムスリム同胞団は、アサド政権の世俗主義ではなく、むしろその宗派偏重主義に反発した。ムスリム同胞団は他の同志集団と同様に、アラウィー派を保護するために、バース党(アラブ復興社会主義集団(**Arab Socialist Resurrection**)))に一連の暴力攻撃を行った。交渉でアサド政権の目論見が失敗すると、ムスリム同胞団の攻撃頻度が高まり、

政府は同じ方法で応戦した。アサド大統領は 1981 年後半に、軍を使って、ついにムスリム同胞団の信奉者をアレppo県及びハマー県の複数の拠点から追放した。シリア軍は 1982 年 2 月に、国民の安全を無視して総兵力を結集し、ハマー市の反乱軍に圧力をかけた。ハマー市全域 (古代ハマト領域を含む) は瓦礫と帰し、25,000 人を超える民間人が犠牲になった。⁸³

3.19.4 ムスリム同胞団と過去に関係があった個人はシリア帰還時に訴追された。⁸⁴ 2012 年 5 月のワシントンポスト紙の報道によれば、ムスリム同胞団は復活を遂げ、分裂した反政府勢力の中心的集団になって 14 ヶ月わたって反バシャル・アル・アサド大統領に反対する蜂起を推進した。主要反政府組織の傘下集団シリア国民評議会(Syrian National Council)で最も議席が多いのは、ムスリム同胞団の亡命者及びその支持者である。これらはその救援委員会を支配し、暴動に参加したシリア人に支援及び金銭を配布している。ムスリム同胞団は自ら、反乱軍に資金及び武器を手配している。」⁸⁵

3.19.5 欧州地中海人権ネットワークは 2013 年 11 月に公表した報告書の中で、19 歳の少女の強姦を明らかにした。それによれば、少女は「ムスリム同胞団と親密だと言われる大家族の一員」で、「2012 年 10 月から 2013 年 1 月まで、複数の治安局支所及び拘禁施設に恣意的に拘禁され、そこで、2 度にわたって性的暴力及び強姦を受けた。」⁸⁶ UNHCR の 2013 年 10 月の調査結果によれば、「野党党员等の政府の敵対者(とみなされる個人)」及び「シリア政府の真の敵対者又は敵対者とみなされる個人の家族成員及び関係者」は、「1951 年条約の意味での国際保護を必要とする可能性が高い。」⁸⁷

以下も参照のこと。

[保護主体\(第 2 節 2\)](#)

[国内移動\(第 2 節 3\)](#)

[判例法\(第 2 節 4\)](#)

3.19.6 結論: 最高裁判所は RT (Zimbabwe)の中で、HJ (Iran)の判決の根拠は、政治的意見の保持にも及ぶと述べた。ある個人に、迫害を避ける意図で、その政治的信念を変える又は否定する若しくは、政治的信念がないとすることを期待してはならない。

3.19.7 申請者がシリアでムスリム同胞団の現役構成員である／あったことを証明できる場合、シリア当局のそのようなものと認識されている或いは、帰還時に認識されることを証明できる場合は、庇護の付与が妥当になる見込みがある。

⁸³ GlobalSecurity.org, Military-World-Syria-Overview-Government-Politics-Hafiz al Assad、日付不詳 [2013 年 12 月最終閲覧]、<http://www.globalsecurity.org/military/world/syria/hafiz-al-assad.htm>

⁸⁴ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 2 節 d
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

⁸⁵ ワシントンポスト紙: シリアのムスリム同胞団、反アサド暴動を制して勢力拡大、2012 年 5 月 13 日。
http://www.washingtonpost.com/world/syrias-muslim-brotherhood-is-gaining-influence-over-anti-assad-revolt/2012/05/12/gIQAtoJLU_story.html

⁸⁶ 欧州地中海人権ネットワーク、女性に対する暴力、シリア内戦の血にまみれた傷口、2013 年 11 月、2. 戦争兵器としての性的暴力、<http://www.euromedrights.org/eng/wp-content/uploads/2013/11/Doc-report-VAW-Syria.pdf>

⁸⁷ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、危険因子、<http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

2011年3月の騒乱以降、当局は、政治に反対するあらゆる表現を厳重に取り締まった。その方法は次第に残忍になっている。この状況は拡大する見込みがあるが、シリア当局は無秩序と暴力という現状の責任を、様々なイスラム集団のせいだと公言しているため、ムスリム同胞団活動家及び支持者に対する虐待の危険はさらに大きい。COI 及び 3.17 「政府の政治的敵対勢力」 に示したガイダンスも参照のこと。

3.20 強制徴兵、強制徴募、脱走兵及び離反兵

3.20.1 申請者の中には、アル・アサド政権のために戦うシリア軍への強制加入の恐怖を理由に、庇護又は人権保護を申請する者もいる。

3.20.2 扱い: シリア人男性は 18 歳から兵役義務がある。⁸⁸ アサド大統領は 2011 年 3 月に、兵役期間を 21 ヶ月から 18 ヶ月に短縮する大統領令を公布した。⁸⁹ これは、兵役忌避者の家族に対する食糧援助の差止め及び頻繁に行われる身分証明書の無作為検査に憤慨した若年層の不満を緩和するためとみなされた。⁹⁰ シリア・アラブ海軍の最低兵役期間は 18 ヶ月である。女性には兵役義務はないが、志願することはできる。兵役の遂行義務は 1953 年の国民役務法(National Service Act) に基づく。⁹¹

3.20.3 家庭の事情を理由に兵役が免除されることもある。これには一人息子であることや重篤な病状等がある。兵役期間は 18 ヶ月に引き下げられたが、正式な報道機関 SANA(シリア・アラブ通信社(Syria Arab News Agency))によれば、これに続いて、2011 年 11 月に、行政又は学校教育上の理由から徴兵の遅延を保留する決定が下された。この結果、若年男性の多数が差し迫った兵役の服務を避けるために国外へ脱出した。⁹² シリア・アラブ通信社は 2011 年 11 月 5 日に、アサド大統領は、兵役年齢に達した個人で、徴兵検査を受けなかった者又は合法的な理由を持たずに兵役を拒否した者に 大赦を付与する 2011 年大統領令第 124 号を公布した。当該個人は大統領令公布日より 60 日以内に、配属地区の報告を義務付けられた。

3.20.4 シリアでは、良心の兵役忌避は法律で禁止されている。ウェブサイト War Resisters' International によれば、「兵役忌避及び脱走は、1973 年に改正された 1950 年軍事刑法の下に罰せられる。軍務の不履行は第 68 条の下に、平時は

⁸⁸ CIA ワールドファクトブック: シリア 2012、2013 年 12 月 4 日更新

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sy.html>

⁸⁹ インデペンデント紙: 「シリアの遺族、暴動を呼び掛ける」 2011 年 3 月 19

日 <http://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/syria-mourners-call-for-revolt-after-deaths-2246607.html>

⁹⁰ War Resister's International: シリア政府、徴兵期間を短縮、2011 年 3 月 19 日

<http://wri-irg.org/node/12388> accessed 6 December 2013

⁹¹ CIA: ワールドファクトブック: シリア: 兵役と義務、2013 年 12 月 4 日更新

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sy.html> accessed 6 December 2013

⁹² ロイター通信: 緊迫したシリア軍、予備兵を要求、一部は脱走、2012 年 9 月 4 日

<http://www.reuters.com/article/2012/09/04/us-syria-crisis-army-deserters-idUSBRE8830CH20120904>

1 ヶ月以上 6 ヶ月以下の禁固刑、戦時は禁固 5 年に処せられる。所在不明の国外脱出による招集忌避は 3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑及び罰金刑に値する。脱走は第 101 条の下に、禁固 5 年に処せられ、脱走者が国外へ脱出した場合は 5 年以上 10 年以下の禁固刑、また、脱走者が軍需品を持ち出した場合又は戦時或いは戦闘時の脱走又は、脱走歴がある場合は、禁固 15 年に処せられる。禁固期間は脱走者の階級及び脱走時の状況によって異なる。敵を前にした脱走は、第 102 条の下に終身刑に処される。処刑は、第 102 条(敵中への脱走)及び第 105 条(戦時の敵を前にした意図的脱走)の下に許されている。2011 年 12 月の BBC News の報道によれば、基地を脱走し、反政府勢力に加盟しようとしたことを理由に、脱走兵数十人がシリア人部隊によって射殺された。」⁹³

3.20.5 シリア軍兵士による脱走又は脱走未遂はこれまでに多数発生している。多くは、反体制派の自由シリア軍(FSA)に加盟し、大きな戦力になっている。2011 年 12 月には、シリア北部の軍基地からの大量脱走を企てたことを理由に、数十人の兵士が(政府軍によって)機関銃で銃殺された。⁹⁴ 2012 年 6 月 21 日には、シリア人戦闘機がヨルダン北部の軍事基地に着陸し、政治的庇護を付与された。記事によれば、「シリア政府はパイロットを反逆者として非難した。」⁹⁵

3.20.6 アルジャジーラ局(Al-Jazeera)の報道によれば、シリア人脱走兵は、女性及び子どもを含め、武器を持たない民間人及び抗議運動参加者に放火させられたと報告した。また脱走兵によれば、拒否すれば殺される危険があった。多数の兵士の主張によれば、抗議運動参加者は侵略者かサラフィスト或いはシリア政府が敵とみなす者と言われたが、後になって、実は民間人の大虐殺に加担したことに気付いたということである。⁹⁶ ヒューマンライツ・ウォッチが公表した報告書「あらゆる手段の行使」には、HRW が行った聞き取り調査で、脱走兵が「士官や諜報部員が命令に背いた軍職員を殺すのを見た」と話した事実が記載された。「命令に背いた或いは政府の要求に異議を唱えたために拘禁された者や殴打及び強姦された者もいるということである。」⁹⁷

3.20.7 USAID の 2013 年 1 月の報告によれば、イラクに避難したシリア人は「ダマスカス郊外で武装集団から身体的虐待、嫌がらせ及び強制徴兵を受けた」⁹⁸ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 2 月の報告書が明らかにしたように、「政府は検問所で又は民間住宅地の攻撃時に逮捕した若い男性を入隊させている。」⁹⁹

⁹³ BBC News: シリアの騒乱: 「脱走兵数十人が銃殺」 2011 年 11 月 20 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-16258387>

⁹⁴ テレグラフ紙: シリア軍、脱走兵数百人の銃殺で非難を浴びる、2011 年 12 月 20 日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/syria/8968755/Syrian-forces-accused-of-machine-gunning-hundreds-of-deserting-soldiers.html>

⁹⁵ BBC News: シリア戦闘機パイロット、ヨルダンに脱出、2012

年 6 月 22 日 <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18535330>

⁹⁶ アルジャジーラ局: シリア部隊『射殺』を命令、2011 年 7 月 9 日

<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2011/07/201179132942963909.html>

⁹⁷ ヒューマンライツ・ウォッチ報告書: Torture Archipelago 2012 年 7 月 3 日

2012 <http://www.hrw.org/node/108415/section/9>

⁹⁸ USAID、シリア – Complex Emergency Fact Sheet、2013 年 1 月 17 日、

http://www.ecoi.net/file_upload/1788_1381751418_syria-ce-fs07-01-17-2013.pdf

⁹⁹ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 4 回報告書]、2013 年 2 月 5 日、F. 子どもの人質の利用、第 25 項、

現地メディアによれば、シリア政府は 2012 年 3 月に、18 歳から 42 歳の男性全員を対象に、事前許可のない出国を禁止した。¹⁰⁰

3.20.8 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告によれば、「国内避難民は書類なしに紛争地域から避難したため、特に恣意的逮捕の対象になりやすい。当該個人が不安定な地域の出身者である又は、脱走者等の指名手配者の家族成員である場合は、逮捕が予想されるようであった。」¹⁰¹ 報告では、「政府軍は離反者、反体制派の構成員及び支持者の疑いがある個人の家屋、農地及び事務所を、搜索時に意図的に破壊した」ことも明らかにされた。¹⁰² シリア人権委員会の 2013 年 9 月の報告によれば、ダマスカス、ドゥーマ(Douma)及びハラスタ(Harasta)からそれぞれ脱走した脱走兵 3 人(中将 1 人、兵士 1 人及び徴集兵 1 人)が、政府諜報部によって即決処刑された。¹⁰³

3.20.9 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会が 2013 年 2 月の報告書の中で子供について明らかにしたところによれば、「シリア政府の徴兵制度は崩壊しつつある。検問所では 18 歳未満の子どもが捕えられ、政府と同盟する民兵組織は宗派的所属、血縁関係及び現金を使って所属階級を補充している。この方法は、未成年兵士の徴兵という結果を招いた。子どもは情報伝達係に使われた。両者とも「密告者」を司法又は超法規的処刑で処罰する。」¹⁰⁴ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 7 月の報告書によれば、「子どもの戦闘への利用は増え続けており」、「実戦に参加させる意図で子どもを徴募及び利用する武装集団もある。」¹⁰⁵ 同委員会の 2013 年 8 月の報告書によれば、「アレッポ県の検問所で、17 歳の少年 3 人が強制徴募され、1 人は 2 週間もしないうちに死亡した。伝えられるところによれば、少年兵は年上の兵士に虐待され、戦線に連れ出されるということである。国家防衛軍(National Defence Forces)では 16 歳と 17 歳の兵士が確認された。」¹⁰⁶ 同報告書は武装反体制派による子どもの徴兵にも注目しており、それによると、「18 歳未満の子どもを徴募する武装集団もある」。

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰⁰ フランス通信、シリア政府、42 歳以下の男性の出国を禁止: 報告書、2012 年 3 月 27 日、

<http://reliefweb.int/report/syrian-arab-republic/syria-imposes-travel-ban-men-under-42-reports>

¹⁰¹ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、B. 恣意的逮捕と違法拘禁、第 57 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰² シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、C. 財産の略奪及び破壊、第 161 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰³ シリア人権委員会、シリアにおける子どもの権利侵害に関する日時報告書: 25/09/2013、2013 年 9 月 25 日、<http://www.shrc.org/en/?p=22899>

¹⁰⁴ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 4 回報告書]、2013 年 2 月 5 日、G. 子どもの権利侵害、第 115 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰⁵ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 5 回報告書]、2013 年 7 月 18 日、H. 子どもの権利侵害、第 101 項及び 102 項、

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰⁶ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、G. 子どもの権利侵害、第 103 項

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

リワ・アル・タウヒッド(Liwa Al-Tawheed)及びアル・ヌスラ戦線(Jabhat Al-Nusra)には複数の階級に 14 歳から 18 歳の戦士がいるということである。(…) YPG(人民保護部隊(Popular Protection Units))はアフリン(Afrin)(アレッポ県)及びアル・ハサカで、12 歳の少年少女を徴兵した。」¹⁰⁷

- 3.20.10** UNHCR が 2013 年 10 月に述べたところによれば、「子どもに特定した形態の暴力、未成年及び強制徴兵及び教育機会の組織的拒否の被害に遭った又はその危険に晒される子ども」又は、「離反兵や脱走兵及び兵役忌避者等の、シリア政府の敵対者又は敵対者とみなされる子ども」は「1951 年条約の意味の国際保護が必要になる見込みがある。」¹⁰⁸

以下も参照のこと。

保護主体(第 2 節 2)

国内移動(第 2 節 3)

判例法(第 2 節 4)

- 3.20.11 結論:** シリア政府は反体制派を残忍な方法で弾圧しており、シリアでは良心の兵役拒否は容認されていない。当局による致死的武力行使は、2011 年 3 月以降、確実に増え続けており、脱走未遂又は民間人に対する放火拒否を理由に、多数の兵士が命を奪われた。シリア当局は最近の紛争を通じて、アサド大統領政権を支援するための徴集兵の増員を要求している。未成年者は検問所で政府軍に強制徴募された他、武装反体制派の強制徴兵の対象にもなっている。シリアの現状を踏まえると、申請者がシリア軍の脱走兵である場合又は、帰還時に徴兵の対象になる見込みがある場合は、シリア当局はかかる脱走者を現政権の敵とみなすため、庇護の付与が妥当になる。

- 3.20.12** ケースワーカーは、政府軍の構成員が民間人に対する重大な人権侵害を行ったことに注目すべきである。申請者が治安部隊の現役構成員であることが認められる場合は、ケースワーカーは適用除外条項のいずれか 1 つを適用できる可能性を検討すべきである。武装反政府勢力の構成員の中には、シリア人捕虜兵に対する重大な人権侵害で有罪判決を受けた者もいる。ケースワーカーは、このカテゴリーの申請者が人道的犯罪を行った可能性を検討するか否かについて、上級ケースワーカーの助言を求めるべきである。

3.21 申請を却下された庇護希望者の帰還

- 3.21.1** 申請者の中には、他国で庇護申請を行ったために、シリアへの帰還時に国家当局から迫害に相当する虐待を受けることを理由に、庇護又は人権保護を申請する者もいる。

- 3.21.2 扱い:** シリアでの刑罰から逃れるために、他国に避難所を求めようとする個人の訴追は、法の定めるところである。他国での庇護申請に失敗した個人及びムスリム同胞団の関係者であった個人は、帰国時に訴追された。政府は反体制派だけでなく、

¹⁰⁷ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、G. 子どもの権利侵害第 108-110 項、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹⁰⁸ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日、危険因子、<http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> 日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

政治的所属が不明で、数年、場合によっては数十年間の亡命を経て帰還を企図した元市民も慣例的に逮捕した。¹⁰⁹ デンマーク移民局(Danish Immigration Service)とオーストリア赤十字社(Austrian Red Cross)の合同現地調査団は、HRWの上級調査員に聞き取り調査を行った。それによると、「申請を却下されて帰還した庇護希望者は、必ずしも長期間ではないが、シリアへの帰還時に拘禁される可能性が極めて高い。そして、当該個人が治安部隊の利益になる何かを知っていると予想される場合には、最初の拘禁時に、拷問に相当し得る虐待を受ける見込みも高いということである。」合同現地調査団の報告書のために聞き取り調査に応じた西側外交筋も、「申請を却下された庇護希望者の場合は、外国にいたという事実を理由に、シリアへの帰還時に拘禁され、治安部隊の取調べを受ける。ただし、数週間或いはそれ以上にわたる可能性もあるこの拘禁時に、当該個人がどう扱われるかはわかっていないと話した。」¹¹⁰

3.21.3 合同現地調査団の報告書のために聞き取り調査に応じた西側外交筋によれば、シリアへの入国時に入国者を照合するために国境検問所で利用されるコンピュータシステムは効果的である。国境警備員はシリアに入国する個人の名前が治安部隊の指名手配者リストのいずれか1つに照合するかどうか調べる。このリストには、カーミシュリー(Qamishli)等の全国の各治安部隊事務所から入手した情報が記載されているため、入国管理当局は、帰還者が治安部隊に提訴される可能性及びその結果、訴状の詳細について市又は自治体当局から取調べを受ける可能性を判断することができる。指名手配者リストはないが、各治安部隊は独自のリストを維持している。治安部隊に訴追される個人は、移民局の拘禁施設から治安部隊の拘禁施設に移送される。¹¹¹

3.21.4 クルド人人権プロジェクト(Kurdish Human Rights Project)が2010年6月の国連人権高等弁務官事務所への提言の中で報告したところによれば、「...外国での生活を終えて帰国したシリア国籍者の中には、到着時又は帰国後すぐに恣意的に拘禁された者もいる。外国での庇護申請は、シリア政府への反対の表明とみなされるため、送還された庇護希望者は、逮捕される可能性が高い。」¹¹²

3.21.5 激しい市民暴動の勃発以降、アサド政権の敵対者とみなす個人に対するシリア当局の扱いは、次第に残忍になっている。政府は2011年4月に非常事態法を撤廃した後も、これまでのやり方を続け、恣意的逮捕の実行件数は以前よりも増えている。¹¹³ 政治的抗議運動の暴力的弾圧が激しさを増すにつれて、シリア当局に批判的或いは敵意を抱くとみなされる個人は全て、恣意的逮捕及び拘禁時の過度な虐待に遭遇するものと思われる。¹¹⁴

¹⁰⁹ 米務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第6節

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹¹⁰ DIS/ACCORD オーストリア赤十字社 2010: シリアのクルド人に関する人権問題、2010年5月

http://www.ecoi.net/file_upload/90_1273216397_2010-05-dis-accord-human-rights-issues-concerning-kurds-in-syria.pdf

¹¹¹ DIS/ACCORD オーストリア赤十字社 2010: シリアのクルド人に関する人権問題、2010年5月

http://www.ecoi.net/file_upload/90_1273216397_2010-05-dis-accord-human-rights-issues-concerning-kurds-in-syria.pdf

¹¹² クルド人人権プロジェクト、国連人権高等弁務官事務所に対する提言、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪及び関連する不寛容に関する特別報告者、2010年6月21日、<http://www.khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/2010-publications.html>

保護主体(第2節2)

国内移動(第2節3)

判例法(第2節4)

3.21.6 結論: シリア当局は、ここ数年にわたって、特に、2011年3月以降、残酷な方法で弾圧するようになった。複数の報告によれば、申請却下された庇護希望者を含む帰還者の多くは、シリアへの帰還時に、虐待の危険に晒される見込みが高い。入手可能な証拠によれば、クルド人で反体制派の立場が治安部隊に既知である又は疑われている帰還者は、特に危険に晒される。

3.21.7 [RT \(Zimbabwe\)](#)の中で立証された原則を踏まえると、申請者がその政治的意見(又はそれが無いこと)について偽証することは予想できない。社会的混乱及び不穏な状態が高まっていることを踏まえると、帰還者は当局から疑いの目で見られる可能性がある。英国を拠点とするシリア人活動家及びデモ運動家の調査に関する信頼できる報告によれば、この危険は高まる可能性が高い。

3.21.6 最近の国別ガイダンスの判例 [KB \(Failed asylum seekers and forced returnees\)](#) [Syria CG \[2012\] UKUT 426 \(IAC\) \(21 December 2012\)](#)で明らかになったように、申請却下された庇護希望者又は強制送還者は、負わされた政治的意見により、帰還時に逮捕と拘禁及び拘禁時の深刻な虐待の真の危険に概ね晒されることになる。上級審判所は、庇護申請の却下と関係なくシリアへの帰還時にアサド政権の支持者と認識される個人の事案では、この立場は逆転することを認めた。

3.21.9 シリアを離れた理由、軍又は治安部隊での過去の活動、政治的側面又は、英国でのかかる活動を含む大衆抗議運動又は他の反体制派の表明に参加した証拠等の、個人の特殊な事情を慎重に検討すべきである。反体制派のあらゆる表明の監視に対するシリア当局の意思及び能力を過小評価してはならない。当該個人が反対派に共鳴していると認識される真の危険がある場合は、反体制的意見を表明したことがない場合でも、庇護の付与が妥当になる。

3.21.10 ケースワーカーは、シリア軍の職員が民間人に重大な人権侵害を行ったことに注目すべきである。申請者が治安部隊の現役構成員であることが認められる場合は、ケースワーカーは適用除外条項の適用可能性を検討すべきである。反政府軍の構成員の中には、シリア人捕虜兵に対する重大な人権侵害で有罪判決を受けた者もいる。ケースワーカーは、このカテゴリーの申請者が人道的犯罪を行った可能性を検討するか否かについて、上級ケースワーカーの助言を求めるべきである。」

3.22 女性

3.22.1 一部の申請者は、性的又はジェンダー暴力の恐怖を理由に庇護及び／又は人権保護

を申請する可能性がある..

3.22.2 扱い: 1973 年憲法は、全人民の平等を求めており、女性の地位向上に向けたあらゆる障害の撤廃を国に義務付ける条項を組み込んでいるが、フリーダムハウス (Freedom House) の報告によれば、「ジェンダー平等の徹底に必要な法改革はほとんど行われず、女性には差別的な法律及び慣行に異議を申し立てられる手段がない」。シリアは 2003 年 3 月に、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (CEDAW) に加盟したが、政府はこの協定の重要な規定に影響を及ぼす複数の留保事項を提出した。その当時の政府関係者は、留保事項を再検討する意向を示し、条約の徹底施行を強化したが、明確な変化はほとんど起こらなかった。¹¹⁵

3.22.3 米 국무省 (U.S. Department of State) の 2012 年の年次報告書によれば、個人の地位、退職手当及び社会保障に関する法律は女性を差別している。刑法の下では、男性及び女性が個別に同じ姦通罪行為を行う場合は、女性の処罰は男性の 2 倍になる。¹¹⁶ 多くの(主に農村地域の)女性は、その法的権利を十分に理解していないため、社会又は家族の圧力に負けて、これらの権利、特に、財産権に関する権利を譲渡してしまう。女性の権利拡大に対する反対は主に、イスラム原理主義者集団から発せられるが、女性を格下に追いやる保守的な慣行及び文化的態度にも起因する。社会に家父長制の価値観及び権威主義的政治制度によって、女性は家庭内外でジェンダー暴力を受けやすい状態に置かれている。¹¹⁷

3.22.4 米 국무省の報告の続きによれば、「法律は家庭内暴力を特に禁止しておらず、女性に対する暴力は広い範囲で行われており、処罰の対象にならなかった。家庭内暴力及び性的虐待事案の大半は報告されなかった。これは、被害者が社会的な名誉を恐れて、家族外部の支援を求めることを不本意としてきたためである。治安部隊は決まって、女性に対する暴力を犯罪ではなく社会問題として扱った。監視団の報告によれば、虐待された女性の中には警察に届け出ようとした者もいたが、警察は届出を十分に調査しなかった。警察官が性的嫌がらせ、暴言及び、髪を引っ張ったり顔を平手で殴ったりする乱暴等の虐待行為で女性に対応した事案もあったということである。」¹¹⁸ フリーダムハウスによれば、「名誉犯罪」に分類される殺人加害者は、禁固 5 年から 7 年に減刑される。女性の権利擁護団体の推計では、かかる殺人は毎年数百件発生している。イスラム教徒の個人の地位法はシャリーアに準拠しており、結婚、離婚及び相続問題に差別的である。キリスト教徒の場合は、個人の地位に関する問題は、場合に応じて離婚を禁じる教会法に準拠する。」¹¹⁹

3.22.5 強姦は重罪であるが、政府は強姦に関する既存の法律を事実上執行していない。2012 年を通じて、強姦は広い範囲で発生し、シャブイーハを含め、政府軍は

¹¹⁵ フリーダムハウス: 中東における女性の権利: 2010 年

http://www.freedomhouse.org/sites/default/files/inline_images/Syria.pdf

¹¹⁶ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 6 節

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹¹⁷ フリーダムハウス: 中東における女性の権利: 2010 年

http://www.freedomhouse.org/sites/default/files/inline_images/Syria.pdf

¹¹⁸ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 6 節

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹¹⁹ フリーダムハウス: 世界における自由 2013: シリア、2013 年 1 月、

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/syria>

戦術の 1 つとして強姦を利用した。配偶者による強姦を禁じる法律はない。被害者との結婚に同意すれば、強姦者は罪に問われず、被害者の家族は強姦に伴う重大な社会的な名誉を避けるためにこの和議に同意する。難民危機監視団の報告によれば、女性も男性もコミュニティ上層部も、性的暴力の主な理由として、家族の国外脱出を上げている。¹²⁰

3.22.6 2013 年 3 月のブルッキングス研究所(Brookings Institution)の報告書によれば、「性的暴力事件の増加は、強姦が戦争兵器の 1 つとして使われていることを示唆するものである」。¹²¹ シリアから脱出したシリア人女性への聞き取り調査に基づく国際人権連盟(International Federation for Human Rights)の 2013 年 4 月の報告書によれば、「政府軍は家宅捜査中、検問所での逮捕後及び拘禁中に強姦及び他の形態の性的暴力を行った。反政府武装集団がかかる犯罪を行ったことを示す説明も複数あった。聞き取り調査に応じた女性の多くは、女性は、情報収集のため又は収監者を解放するための交渉材料として、全ての紛争当事者に拉致される危険もあると話した。FIDH に話した女性によれば、拉致被害者のほとんどはその後排除の被害者になった。複数の女性及びサービス支援組織によれば、強姦の被害者は、「家族の名誉を守る」ために強制婚を強要されることがある。」¹²²

3.22.7 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会が 2013 年 8 月に明らかにしたところによれば、「強姦及び暴力の恐怖及び脅威により、性的暴力は紛争に重要な役割を果たしている。性的暴力は、強制捜索時、国内各地の検問所及び拘禁施設や刑務所内で発生している。強姦の脅しは、女性、男性及び子どもを威嚇及び処罰する手段として利用されている。性的暴力は過少報告及び報告の遅延の対象になることが多く、これによって、その規模の評価が困難になっている」。¹²³

3.22.8 BBC News の報道によれば、「シリアでは、政府軍及び武装集団の暴力的虐待及び拷問の標的になる女性が増え続けている。」欧州地中海人権ネットワーク(EMHRN)の報告によれば、2011 年 3 月の紛争勃発以来、およそ 6000 人の女性が強姦された。女性達はその後社会的な名誉を与えられ、家から強制追放された。報告によれば、多くの場合子どもを同伴する女性は、狙撃兵の標的にもなり、人間の盾に使われる。BBC News によれば、これまでに数百人にも上るシリア人女性が、恣意的逮捕及び強制失踪の対象にされ、政府の拘禁施設で様々な形態の拷問を受けた。EMHRN によれば、女性が意図的に標的にされるのは政治問題のせいだが、安易で脆弱な標的であることにもよる。報告によれば、女性の誘拐は収

¹²⁰ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 6 節

<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹²¹ ブルッキングス研究所、シリアの見えざる危機: 避難民女性が遭遇する強姦、危険な状態及び貧困、2013 年 3 月 8 日、http://www.brookings.edu/research/opinions/2013/03/08-women-syria-bradley?cid=em_idp031213

¹²² 国際人権連盟(FIDH)、シリアで発生する女性に対する暴力: 沈黙を破る、2013 年 4 月 9 日、<http://www.fidh.org/en/north-africa-middle-east/syria/Violence-against-women-in-Syria-Breaking-the-silence-13134>

¹²³ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、F. 性的暴力、第 95 項、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

監者の身代わり戦略や綿密な報復戦略の 1 つになっており、この犯罪 – 強姦及び集団強姦 – は性質上、女性を孤立状態にする。¹²⁴

3.22.9 UNHCR が 2013 年 10 月に述べたところによれば、「性的及びジェンダー暴力は、報告の遅滞により全体規模の判断が困難であるが、紛争の特徴の 1 つだということである。」() 強姦及び他の形態の性的暴力は、男性にも女性にも子どもにも影響を及ぼし、たいていは拘禁時や家宅搜索、軍の強制搜索の状況下及び検問所で行われる。複数の報告によれば、強姦の脅しは、自白を強要する手段に使われるということである。UNHCR の考えでは、「性的暴力、早婚や強制婚、家庭内暴力、「名誉犯罪」、性的搾取を受けた又はその危険に晒される女性及び女兒で、男性の保護がない女性特に、「1951 年条約の意味での国際保護を必要とする見込みがある」。¹²⁵

3.22.10 2013 年 3 月のブルッキングス研究所(Brookings Institution)の報告書によれば、「不十分な支援及び貧困の悪化は、性的及びジェンダー暴力から逃れた女性及び女兒達が、生き延びるための食糧及び燃料の確保に必死になるにつれて、結局は搾取の対象になるという悪循環を創出した。かかる状況下では、家庭内暴力の発生頻度が上昇し、切羽詰まった家族の多くは、わずかばかりの保護を与え、口減らしをするために、通常より若い年齢で娘を嫁がせる。」¹²⁶ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告も、難民キャンプでは、「女性及び女兒は性的搾取、強制婚及び人身売買の対象になりやすく、家庭内暴力事件の発生頻度が高まっている」ことを明らかにした。¹²⁷

以下も参照のこと

[保護の主体\(第 2 節 2\)](#)

[国内移動\(第 2 節 3\)](#)

[判例法\(第 2 節 4\)](#)

3.22.11 結論: シリアでは、差別的な法律が数多く施行されている。女性の大多数は、文化的、社会的及び家族の圧力によって、家庭内暴力及び他の虐待に対し、国に保護を求められない可能性が高い。警察に保護を求めても、当局はこの暴力を「私的問題」とみなすため、女性が十分な保護を受けられる見込みはない。

3.22.12 暴力の悪化及び激しい戦闘という現状、女性に対する性的暴力及び女性が意図的に標的にされる状況がシリアの紛争の特徴になっている事実及び、警察及び治安部隊の相次ぐ残虐行為と女性に対する重大な人権侵害への関与を全て考え合わせると、国家当局が保護意欲及び能力を占める見込みは低くなる。反乱軍の制圧地域では、国家当局は、ジェンダー及び性的暴力から女性を保護することはできない。

¹²⁴ BBC News:シリア:「シリア内戦: 女性」虐待と暴力の標的、2013 年 11 月 26 日、<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-25100122>

¹²⁵ UNHCR: シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要について、最新情報 II、2013 年 10 月 22 日 <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html>

¹²⁶ ブルッキングス研究所、シリアの見えざる危機: 避難民女性が遭遇する強姦、危険な状態及び貧困、2013 年 3 月 8 日、http://www.brookings.edu/research/opinions/2013/03/08-women-syria-bradley?cid=em_idp031213

¹²⁷ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、C. 社会経済的状況と人道的背景、第 36 項、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

3.22.13 女性に対する性的及びジェンダー暴力の発生頻度、国の保護能力の欠如及び、強制避難時にジェンダー及び性的暴力を受ける危険を踏まえると、申請者の多くは、国際保護の必要を証明できる見込みがある。申請者の年齢、健康状態、学歴、経済状態及び個別の事情等の、関連する全ての要因を検討すべきである。性的暴力を受けた女性申請者で、家族に対する名誉犯罪で告発された者は、特別な社会的集団のカテゴリーに該当することを証明できる見込みが高い。

3.23 刑務所の環境

3.23.1 申請者は、帰還時に収監される重大な危険があり且つ、シリア国内の刑務所の環境が極めて劣悪で、拷問又は非人間的扱い又は処罰に相当するという事実を理由に、シリアに帰還できないと主張する可能性がある。

3.23.2 本節の指示は、刑務所の状況が ECHR の第 3 条の違反になり、人道的保護の付与を保証するようなものであるか否かにのみ関係する。収監が難民条約上の理由による場合又は、条約上の理由により刑期が基準を超える事案では、まず庇護申請を検討し、次に、庇護申請を却下された場合に刑務所の状況が第 3 条に違反する可能性を検討していくべきである。

3.23.3 保護について。米 국무省の 2012 年に関する人権状況国別報告書によれば、シリアの刑務所の環境は、依然として苛酷且つ生命を脅かすものである。施設は概ね劣悪で、健康と衛生に関する国際基準を満たしていない。人権擁護団体の報告によれば、諜報機関は 2012 年を通じて、全国各地で 27 から 72 箇所の独立した正規の拘禁施設を運営した。紛争の拡大に伴い、現政権は以前よりも開放的になったようである。多数の国際 NGO 情報筋の報告によれば、国内各地で非公式の拘禁施設が増設されており、政府はこの知られざる場所に数千人もの収監者を収容しているということである。収監者の虐待及び人権侵害の報告は日常茶飯事である。¹²⁸

3.23.4 2011 年 3 月以前は、当局は未決の被拘禁者を服役者と分けて収容するのが普通であったが、その後は、両者を狭い空間に一緒に収容するのが常套手段になった。未成年者と成人は同じ場所に拘禁され、複数の報告によると、8 歳の子どもが成人と一緒に拘禁されることもある。政府は、民間組織による刑務所又は拘禁施設の状況監視を概ね禁止し、外交官及び領事館員は数年前に比べて立入り機会を与えられなくなった。赤十字国際委員会は 2012 年 5 月に、アレッポ県の刑務所施設の視察訪問を許された。¹²⁹

3.23.5 2012 年を通じて、当局は反政府デモ参加者の逮捕及び大量拘禁の強化を理由に、ダマスカス、アレッポ、ダルアー及びバニヤース(Banyas)等の多数の都市で、軍事基地、スタジアム、動物園、学校、病院及び他の大規模公共施設を刑務所

¹²⁸ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 1 節 c
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹²⁹ 米 국무省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 1 節 c
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

に改造した。活動家の報告によれば、政府は逮捕した抗議運動家を工場及び使っていない倉庫にも収容した。これは過密状態で、十分な衛生施設がなかった。¹³⁰

3.23.6 現地 NGO 及び国際 NGO によれば、政府は収監者及び被拘禁者を過密状態で収容し、トイレの利用や適正な食事の機会をほとんど又は全く与えなかった。治安部隊及び諜報部門の拘禁施設の環境は依然として最も過酷であり、司法省が管理する施設の方が恵まれていた。施設は概ね、換気、照明、携帯飲料水又は適正な食事が不足しており、医療職員及び機器、また寝る場所も不足していた。釈放された収監者は、環境による病気やけがについて頻繁に不満を述べている。¹³¹

3.23.7 米務省 2012 によれば、「政治犯又は治安関連の収監者、特に、イスラム主義被疑者を収容する施設は依然として、一般犯罪者よりもはるかに劣悪であった。現地 NGO によれば、当局は意図的に、政治犯を重罪容疑者と共に過密状態の監房に収容し、暴言や脅迫、身体的な脅威及び虐待を受けさせた。政治犯によれば、寝台がないため、地面に寝かされることが多く、当局から頻繁に尋問を受け、禁止された物品の所有がみつかりと隔離拘禁されたということである。看守はたびたび弁護士や訪問家族と政治犯の会話を盗聴した。複数の報告によれば、当局は政治犯の多くに家族との面会又は弁護士の接見を拒否した。一部の元被拘禁者と人権監視団員によれば、政府は政治犯がコーラン等の読み物を閲読するのを拒否し、監房内での祈祷を禁止した」。¹³²

3.23.8 元被拘禁者及び脱走者によれば、拷問の方法には、たいていは警棒又は鉄線での長時間の殴打、固定した姿勢での長時間に及ぶ拘束、電気処刑、性的虐待及び辱め、生爪剥がし及び模擬処刑などがあつた。尋問者及び看守も、被拘禁者に様々な形態の屈辱的行為を行った。これには、自分達の靴に接吻させたり、バッシュール・アル・アサド大統領を神と宣言させたりする行為などがあつた。被拘禁者はいずれも、悲惨な拘禁状態を説明し、過密状態の監房では順番に眠ることしか許されなかったと話した。元被拘禁者によれば、拷問による拘禁中の死亡を何人も見たということである。現地活動家によれば、2012 年を通じて、拘禁中に死亡した被拘禁者は少なくとも 865 人に上る。ヒューマンライツ・ウォッチが評価した拘禁中の死亡事案では、遺体に痣、切り傷及び火傷等の拷問の形跡が残っていた。当局は家族に死亡の状況について一切報告しなかった。家族はたいてい、拘禁された血縁者の様子や居場所についての情報を聞くことができなかった。¹³³

3.23.9 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告書によれば、「拘留中の死亡事件は著しく増加した。空軍、政治治安局、総合情報治安

¹³⁰ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 1 節 c <http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹³¹ 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 1 節 c <http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹³² 米務省、2012 年の人権状況国別報告書、シリア、2013 年 4 月 19 日、第 1 節 c <http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹³³ ヒューマンライツ・ウォッチ: 世界における自由報告書 2013: シリア、2013 年 1 月 31 日、<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/syria>

局及び軍治安局が管理する拘禁施設で発生した拷問死の記録が複数あった。この事案記録が多かったのは、ダマスカスから 20 km 東の総合情報治安局第 295 支所及びダマスカスの第 251 支所である。アル・メッゼ(Al-Mezzeh)(ダマスカス)にある政治治安局の Al-Fehar 支所の元被拘禁者は何とか生き延び、他の被拘禁者の死について詳しく説明した。それによると、軍治安局の第 215 支所(ダマスカス)では、複数の被拘禁者が拷問死したということである。」¹³⁴ 国境なき記者団の 2013 年 11 月の記事によれば、「シリアの人権擁護団体が発行した裏付けとなる報告書によれば、政府の拘禁施設で死亡し被拘禁者は数千人にも上る。施設の環境は最低限の人権及び人道的基準を満たしていなかった。政府の拘禁施設に収容される被拘禁者は、極めて過酷な人権侵害を毎日のように受けている。これには、未決期間及び服役中の広範且つ組織的な拷問の行使、様々な方法での食事の拒否及び意図的な医療行為の放棄などがあり、多くの事案で死亡につながった。」¹³⁵

3.23.10 シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の 2013 年 8 月の報告書によれば、「紛争勃発からこれまでの逮捕者数は数千人に上る。多くは、一連の様々な人権侵害を受けた。たいていの場合、最後は拷問又は死亡という結果になった。賄賂を払って逃れる者もいれば、これより少ないが、「恩赦を受けた」者もいた。最終的に判事に裁かれ、有罪判決を受けた者もいる。大多数は、司法機関の監視がなく、家族の面会も弁護士の接見も許されない過密状態の監房内で衰弱した。諜報機関を含め、政府は様々な組織的拷問を使って、敵対者とみなす個人に取調べ、脅迫及び処罰を行った。拷問は拘禁施設、治安局支所、刑務所及び病院で使用された。一部の軍病院では、医療従事者は収容された被拘禁者の虐待に加担させられた。拘禁施設及び刑務所は性的暴力の場と化すことが多かった。」¹³⁶

3.23.11 2012 米国務省によれば、「シリア人権ネットワーク(SNHR)は、収監者の手を縛り鉄線又は棍棒で体、特に性器周辺を殴打する際によく用いられる 8 種類の姿勢を含め、当局が用いる 42 の拷問方法を報告した。他の方法として、生爪剥がしや頭髮抜き、体の一部の突刺し及び切断、酸又は煙草による火傷、電気衝撃、治療の拒否及び吊り下げも報告された。複数の人権擁護組織が報告した拷問の形態には、直腸及び膣内への物体の押し込み、脊椎の過伸展及び車輪に被害者を押し込んだ状態での体部の鞭打ち等があった。AI の 3 月の報告書は、現政権の拷問方法を分類し、棍棒、銃床及び電気ケーブルを用いる殴打方法を明らかにした。よく使われる方法は、車両のタイヤに被害者を押し込んで宙吊りにした状態で脚部を殴打する「dulab」(タイヤ)であった。2012 年は、被害者をフック、取っ手又は扉の枠に吊り下げて殴打する「shabeh」の方がよく使われた。はり付けもよく使われた。子どもが対象の事案を含め、報告された強姦及び性的拷問の事案は広範囲に及びおそらくは組織的なものであった。」SNHR の報告によれば、収監者に他の収監者を強姦する様子を見せる、家族成員(特に女性の家族成員)の衣服を

¹³⁴ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、第 54 節及び 41 節
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

¹³⁵ 国境なき記者団、シリア - シリアの良心の囚人及び全ての被拘禁者の解放を求める緊急申請、2013 年 11 月 26 日、
<http://en.rsfor.org/syria-urgent-appeal-for-the-release-of-26-11-2013.45509.html>

¹³⁶ シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書[第 6 回報告書]、2013 年 8 月 16 日、E. 拷問及び虐待、第 76 節、82 節及び 97 節、
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IIICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>

無理やり脱がせ強姦すると脅す、収監者の信仰を侮辱する等の精神的拷問方法もある。¹³⁷

- 3.23.12** シリア北部の一部地域等の政府の支配力が脆弱又は及ばない地域では、局所的な是正構造が設置された。この事案では、民間人及び宗教指導者による管理等の様々な統制及び監督が報告された。¹³⁸
- 3.23.13 結論:** シリアの刑務所及び拘禁施設的环境は、生命を脅かすものであり、過密状態で衛生及び医療施設がないことが特に問題である。食事の剥奪、適正手続き又は独立した監視の欠如及び拘禁中の拷問及び死亡事件の頻発も重大な懸念である。民間人の非政治犯に対する環境はこれまで、政治犯よりも概ね良好と認識されていたが、2011年3月の内戦勃発以降、当局は次第に残忍になり、この差はもうないと想定できる。
- 3.23.14** 申請者がシリアへの帰還時に収監される真の危険を証明できる場合は、刑務所及び拘禁施設的环境が生命を脅かすものであり、第3条の基準に達する可能性があるため、人道的保護の付与が妥当になる。2011年3月以降に発生した反政府抗議活動によって、刑務所及び拘禁施設内で厳しい虐待を受ける危険が高くなった。個々の申請者がシリアへの帰還時に政治犯として収監される真の危険を証明できる場合は、庇護の付与が妥当であろう。
- 3.23.15** 政治活動歴がある申請者の扱いに関する詳細情報については、**3.17** を参照のこと。ケースワーカーは当該申請者が参加した政治活動の頻度及び種類によっては、適用除外条項のいずれか1つが適用できる可能性を検討する必要があるかもしれない。かかる事案では、ケースワーカーは、まず上級ケースワーカーに委ねるべきである。

4. 自己の権利で申請する保護・養育者のいない未成年者

- 4.1** 庇護申請又はHPを認定されなかった、自己の権利で申請する保護・養育者のいない未成年者は、その子どもが送還される国で、安全且つ適正な受入れ状況が実施されていることを閣内相が得心する場合にのみ、送還してもよい。
- 4.2** 現時点では、未成年者が家族の元に帰れない事案において、シリア国内のNGO又は他の組織が適正な他の受入れ状態を実施していることを内務省は事前承認していない。帰還できない未成年者は、保護・養育者のいない未成年者(Unaccompanied Asylum Seeking Children)(UASC)として許可を検討するべきである。
- 4.3** 2005年庇護希望者規則(受入れ状況)の規則6は、庇護申請の提出後可能な限り

¹³⁷ 米務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第1節c
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

¹³⁸ 米務省、2012年の人権状況国別報告書、シリア、2013年4月19日、第1節c
<http://www.state.gov/documents/organization/204595.pdf>

速やかに、UASC の家族を追跡する努力を行う一方で、この努力が子ども及び／又は子どもの家族の安全を脅かさないようにするよう大臣に義務付けている。UASC の家族を追跡する努力に役立てるために利用可能なシリア国内のインフラに関する情報は、シリアの出身国情報から入手できる。

4.4 UASC の家族を追跡する努力に役立てるために利用可能なシリア国内のインフラに関する情報は、出身国情報(COIS) から入手できる。

4.5 ケースワーカーは、安全且つ適正な受入れ状況の利用可能性、UASC の裁量許可及び家族の追跡を評価する際の詳細情報について、庇護指令：[子どもの庇護申請の処理](#)を参照するべきである。家族の追跡に関する追加情報は [KA \(Afghanistan\) & Others \[2012\] EWCA Civ 1014](#) における上訴裁判所の判決に関する[暫定ガイダンス](#)から入手できる。

5. 医学的治療

5.1 庇護申請が却下され、出身国では受けることが不可能又は困難な治療が必要であることを理由に残留を希望する個人は、これが ECHR に基づく義務と一致しない場合でも、出身国に送還してはならない。

5.2 ケースワーカーは各事案の個々に要因を慎重に検討した上で、当該国での治療の利用可能性について、利用可能な最新の出身国情報を参照するべきである。この情報が容易に入手できない場合は、情報請求を COI 局(COIS)に提出するべきである。

5.3 ECHR の第 3 条に定める基準は高い。これは、出身国で必要な治療が受けられるかどうか又は困難でないかどうかという単純な問題ではない。判例 [N \(FC\) v SSHD \[2005\] UKHL 31](#) において貴族院(House of Lords)が下した判断によれば、これは、「申請者が尊厳をもってその生を全うできる治療法が自国にない場合には、当該申請者から現在受けている治療機会を剥奪し、自国に送還して死期を早めることが非人間的な扱いになるような重篤な段階に申請者の疾病が達している(瀕死状態である)か否かという問題である。」この判断は 2008 年 5 月に、欧州人権裁判所によって支持された。

5.4 この基準は第二層審判所(UT)において引き続き追隨され、UT は判例 [GS and EO \(Article 3 – health cases\) India \[2012\] UKUT 00397\(IAC\)](#) の中で、送還に起因する治療の中止により寿命を著しく縮めることは、第 3 条の義務に関わる極めて例外的な事案にはなり得ないと述べた。しかし、UT は、子ども、差別による治療の拒否、内戦又は類似する人為作用による資源不足に関する事案では、高い基準アプローチからの逸脱を認めるとした。

5.5 従って、英国内での治療の結果申請者の病状が改善又は安定化しており、追放された場合に重篤又は致命的な再発に至る見込みがあるという事実だけでは、ECHR の第 3 条に反する追放の非人間的な扱いにはならない。

5.6 どの事案も、出身国の諸条件に照らして個別に検討しなければならないが、申請者は通常、帰還が不可能な例外的な状況、つまり、申請者が末期疾患の最終段階にあ

り、帰還時に医療機関又は家族の支援を受けられる見込みがない等の、人道的配慮が不可欠であることを示す必要がある。

- 5.7** 当該申請者の事情及び国内の状況から判断して送還が第 3 条又は第 8 条に反するとケースワーカーが考える場合は、裁量許可の付与が妥当になる。かかる事案は裁量許可を認める前に、常に、上級ケースワーカーに委任されるべきである。ケースワーカーは、裁量許可の適切な認定期間について、[裁量許可](#)に関する庇護指令を参照するべきである。

6. 強制送還

- 6.1** 英国に滞在する法的根拠がない、申請を却下された庇護希望者のシリアへの強制帰還を排除する政策はない。
- 6.2** 庇護又は人権擁護申請の事柄本来の理非を考慮する際に、渡航書類の取得の問題又は他の問題等の帰還の実際性に影響を与える要因を検討するべきではない。ただし、申請に扶養家族成員が含まれる場合は、移民規則を踏まえて、その家族成員の帰還時の状況を検討するべきである。
- 6.3** 送還しない理由として申請者が提示するもので、過去に考慮したことがない病状は、利用可能な最新の出身国情報及び事案の背景事情に基づいて全面的に調査しなければならない。送還が正しい行動方針であるかどうかについては、[強制送還の指示及びガイダンスの第 53 章 8](#)に従って意思決定を下すべきである。
- 6.4** 個人は、以下の 3 つの方法のいずれか 1 つで、いつでも出身国／居住場所に自主帰還することができる。
- 申請者が英国を出国する手配を自分で行う場合は自身で英国を出国する。
 - 英国移民局が手配する、自主出国手続きを利用して英国を出国する。
 - [自主的帰還支援\(AVR\)計画](#)のいずれか 1 つに従って英国を出国する。

内務省

移民・国境管理政策局

国別訴訟チーム

2014 年 2 月 21 日

